

平成28年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 平成28年9月15日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副委員長	中 村 美 穂
委 員	安 部 都	委 員	安 藤 克 彦
委 員	金 子 恵	委 員	岩 永 政 則
委 員	山 口 憲一郎	委 員	堤 理 志

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議会事務局長	中山庄治	係 長	細田浩子
--------	------	-----	------

説明のため出席した者

建設産業部長	緒方 哲	建設産業部理事	松邨清茂
(産業振興課)			
課 長	中嶋敏純	課長補佐	川内佳代子
課長補佐	畑中隆徳	係 長	山本公司
主 事	神埼勇典	主 事	林田和真
(土木管理課)			
課 長	日名子達也	課長補佐	前田将範
係 長	山下泰明	係 長	濱中 章
(都市計画課)			
参 事	山口新吾	課長補佐	藤崎隆行
係 長	永石大祐	主 任	山口和樹
教育次長	帯田由寿	教育委員会理事	近藤徳雄
(教育総務課)			
課 長	宮司裕子	係 長	和田久美子
係 長	金子寛之	主 事	園田勇蔵
(学校教育課)			
係 長	木須美樹		

(生涯学習課)

課長 山口利弘

参事 原口哲也

課長補佐 渡辺房子

課長補佐 北野靖之

本日の委員会に付した案件

議案第 50号 平成27年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時29分

散会 16時25分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会いたします。今日は、建設産業部産業振興課所管から審査を始めたいと思います。議案の説明を求めます。中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、平成27年度長与町一般会計決算産業振興課所管分につきましてご説明をいたします。早速でございますけれども、事項別明細により説明をさせていただきます。まず28、29ページをお開き願います。14款県支出金1項3目農林水産業費県負担金第1節農業費負担金の1番下でございます827万2,110円でございますが、中山間地域等直接支払交付金としまして、急傾斜地である中山間地域において行われる農地の耕作放棄地発生防止に行う活動組織、町内4集落111.9ヘクタールにおいて行われております。国、県それぞれ3分の1の補助金となっております。次に30、31ページをお開き願います。同じく1番上にございます多面的機能支払交付金の268万412円と103万2,960円、合計371万3,372円でございますけれども、こちらは農地や道路水路の維持管理及び長寿命化に伴います国2分の1、県4分の1の交付金でございます。続きまして、同じくこのページの1番下から始まりますけれども、2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金でございますけれども、この中で農業委員会交付金と次のページになりますけれども、32、33ページの下から2番目の農地集積・集約化対策費補助金は農業委員会所管となっております。それでは農業費補助金でございます。32、33ページをお開き願います。一番上になりますけれども、1行目の長崎県鳥獣被害防止総合対策事業補助金の46万円でございますけれども、これはイノシシ捕獲報償に伴います1頭あたり5,000円となっております、県の2分の1の補助を計上いたしております。ちなみに昨年度はイノシシ184頭を捕獲しております。次になります、下の段です。輝くながさき園芸産地振興計画推進事業費補助金の66万3,000円でございますけれども、これは、みかんの品質向上対策によります県の3分の1の補助金でございます。続きまして、ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の44万5,508円でございますけれども、こちらはワイヤーメッシュ柵11.5キロの設置に伴います資材費と、イノシシ捕獲に伴います成獣、大人のイノシシということですが、140頭、それから幼獣20頭分の捕獲報奨金で定額補助となっております。その他産業振興課所管分合計で660万4,508円となっております。次に2節林業費補助金のながさき森林づくり担い手対策事業補助金の15万6,000円は南部森林組合の職員の福利厚生費補助金で、県からの3分の1の補助金でございます。続きまして3節水産業費補助金の水産多面的機能発揮対策推進交付金の8万6,810円でございますが、これは長与浦におきまして展開中の大村湾再生事業におきます推進事務費に対する補助金となっております。続きまして34、35ページをお願いい

たします。14款県支出金3項委託金でございますけれども、3目衛生費委託金、鳥獣捕獲並びに4目農林水産業費委託金、さらに5目商工費委託金が産業振興課所管分でございます、合計としまして9万2,000円となっております。続きまして42、43ページをお開き願います。19款諸収入3項貸付金元利収入1目1節貸付金元利収入でございますけれども、産業振興課所管分は1行目の小規模企業振興資金預託金元利回収金の3,000万6,000円と小規模企業創業支援資金預託金元利回収金2,000万4,000円の合計5,001万円でございます。小規模企業の支援として町内4銀行に預託を行ってございました。それぞれの回収金となっております。これは年利0.02%となっております。同じくこのページの1番下から始まりますけれども、5項1目1節雑入につきましてご説明いたします。44、45ページをお願いいたします。上から4番目になります、ふれあい農園使用料56万7,000円は総区画数296区画のうち、契約数275区画分でございます。1区画20平米で、2,000円掛けるの258区画、それから1区画30平米が3,000円の17区画となっております。次に上から8行目の火災保険料30万3,608円のうち、8,243円が産業振興課分で、直売所まんてんと三根郷の加工所分となっております。次に上から22行目となります。中ほどでございますけれども、雑入の21万3,822円のうち産業振興課分としまして、長与スイーツ売上料として11万円を計上いたしております。次にその6つ下になりますけれども、電柱等設置使用料4万8,237円のうち、2万2,572円が産業振興課所管分でございます、岡郷の農産物加工所の敷地でございます岩崎食品と大村湾産業汽船の看板占用料でございます。次にその4つ下、長崎県町村会物産展事業助成金の93万1,290円のうち、64万6,170円が当所管分でございます、東京で開催されました町市村市及び長崎市で開催されましたラブフェス2015での物産展に対する助成金となっております。続きまして下から6行目の長崎県市町村会振興協会地域活性化支援事業助成金の320万7,773円のうち、269万2,773円が産業振興課所管分でございます、長与川まつりと長与シーサイドマルシェ等に対します町のPR事業に対する助成金となっております。以上で雑入ですけれども産業振興課所管分としまして、合計で404万6,758円となっております。

続きまして歳出をお願いいたします。52、53ページをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費の産業振興課所管分としましては、昨年度は秘書広報課で業務を行ってございました地域振興事業における町が行うイベントやPR活動による業務につきまして、9節旅費では支出済額423万2,070円のうち普通旅費と費用弁償の合計で52万6,990円、次に11節需用費では717万4,299円のうち78万4,726円、12節役務費では通信事務費としまして10万4,039円のうち5万3,892円を支出してございまして事務を遂行しております。

次に13節委託料では下から5番目のイメージキャラクター商品等製作委託料32万5,620円のうち、19万6,020円により各種ミクン缶バッジ等の作成を行って

おります。次に下から2行目の着ぐるみ運營業務委託料として3万8,880円、次の14節使用料及び賃借料では上から4行目になります用具借上料としまして、物産展参加時の備品借上代として11万9,810円を支出いたしております。続きまして54、55ページをお願いいたします。同じく19節負担金、補助金及び交付金では1番下になりますけれども、長与シーサイドマルシェ補助金としまして63万1,000円を支出いたしております。以上、2款総務費1項1目一般管理費の産業振興課所管分の合計額は235万1,318円となっております。続きまして70、71ページをお願いいたします。同じく13目地方創生事業費19節負担金、補助金及び交付金の2行目でございます。農産物加工施設整備費補助金の3,733万8,000円でございますが、地域住民生活等緊急支援交付金活用によります加工所建設に伴う国からの3分の2の交付金でございます。次に72、73ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費の11節需用費の消耗品費172万3,823円のうち、3万920円が産業振興課所管分でございますが、これはふるさと納税に対します返礼品の購入費となっております。次に12節役務費では返礼品の送料としまして通信事務費800円となっております。以上、産業振興課所管分で合計の3万1,720円でございます。

次に120、121ページをお願いいたします。5款労働費1項3目労働諸費でございますが、9節、11節、19節が産業振興課所管分となっております。合計で814万2,857円でございますけれども、主な内容では19節負担金、補助金及び交付金の811万6,250円でございます。これは長与时津シルバー人材センターへの事業に対する補助金となっております、平成27年度は会員数が398人となっております、そのうち長与町では289名の方が会員となられて雇用が図られております。続きまして122、123ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費でございますが、2節、3節と次のページになります。124、125ページの4節につきましては、ここでは農林水産課でございますけれども、当時職員7人分の人件費、職員手当でございます。同じく124、125ページでございます。8節報償費は実行組合長への報償費やため池2カ所の管理謝礼金でございます。次に12節役務費は直売所まんてんと加工所の火災保険料となっております。次に3目農業振興費13節委託料の有害鳥獣捕獲業務委託料136万2,000円でございますけれども、中彼獵友会長与支部への捕獲委託料となっております。次に農道等管理委託料でございますが、シルバー人材センターへ63万5,790円を委託しております。件数は6件となっております。委託料合計で199万7,790円となっております。続きまして126、127ページをお願いいたします。これは上の方になりますけれども、15節農道等補修工事費の878万3,532円でございますけれども、これはまんてん横の加工所建設にあたりまして外構舗装工事878平米722万1,960円その他、農道水路等の補修工事費の合計13件分でございます。次に19節負担金、補助金及び交付金でございますが、上から6、7行目になります。多面的機能支払交付金でございますが、農道水路の維持管

理や農地の保全活動に357万3,880円と農道水路の改修による施設の長寿命化活動に137万7,280円を国2分の1、県、町で4分の1ずつの負担を行っております。中ほどになります15行目の長与木場土地改良区農林漁業資金元利償還補助金2,250万3,493円と、その下にございます長与岡北土地改良区農林漁業資金元利償還補助金1,442万9,127円は県営畑地帯総合整備事業に伴います元利償還補助金で、償還期間は木場地区が平成37年度、岡北地区が平成38年度までとなっております。次にその下になります農道改良舗装事業等農林漁業資金元利償還補助金708万1,237円は農道水路などの新設改良に伴います元利償還補助金6件分でございます。次に下の方からなります。下から15行目のブランド商品生産対策事業費補助金の130万8,000円でございますが、みかんのブランド率向上対策としましてマルチ被覆資材及びフィガロン購入費の補助で、農業者70名の方が申請をされ、町6分の1の補助となっております。次に下から9番目の農産物集出荷施設整備事業費補助金の266万5,000円でございますが、平成23年度に建設をされました伊木力選果所建設に伴う補助金でございます。平成30年度までの8年間で総額2,132万7,000円を補助するものでございます。次に下から6番目のながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の444万5,508円は、歳入でもご説明を申し上げましたワイヤーメッシュ柵等購入費等の補助金となっております。次にその下の地域営農推進事業費補助金は、米の生産調整に伴います水田転作に対する助成金でございます。次に1番下になります、中山間地域等直接支払交付金1,240万8,173円でございますが、こちらも歳入で申し上げました、4地区で農業者80名の方が取り組んでおられます。平成13年度から継続して取り組まれておりまして、国県町が各3分の1ずつの補助金でなっております。以上、19節補助金で合計金額としまして8,052万3,067円となっております。続きまして128、129ページをお開きください。4目畜産費でございます。13節家畜診療委託料の36万円は月1回の獣医師によります巡回指導でございまして、牛を飼っておられる農家へ法定伝染病予防などの指導を行っていただいております。次に130、131ページをお開きください。2項林業費1目19節負担金補助金及び交付金の上から3行目でございます。こちらも歳入で申し上げましたながさき森林づくり担い手対策事業費補助金の31万2,000円でございますけれども、長崎南部森林組合作業員59名の方の福利厚生事業費の一部補助金で、県、町、組合が各3分の1の負担を行っております。次に21節貸付金の林業開発促進資金貸付金の19万6,000円でございますが、長崎県林業公社において事業運営を行うに当たりまして、木材需要の価格低迷により運営費の財源確保を図るために、県9割、町1割で林業公社へ資金を貸し付けることにより、運営の支援を行っております。

続きまして3項水産業費1目19節負担金、補助金及び交付金の長崎県大村湾栽培漁業推進協議会負担金の11万3,140円でございます。1番下となっております。昨年度はヒラメ2,500尾、ナマコ4,000尾を長与浦に放流をいたしております。次に13

2、133ページをお開きください。これは1番上の方になりますけれども、水産多面的機能発揮対策負担金125万円は長与浦の海底耕うん客土など大村湾の再生活動を漁業者総勢41名で行っていただいております。

次に7款商工費1目1項商工振興費でございますけれども、こちらも昨年度地域振興課におきまして、商工の振興に関する業務としまして支出をしております。今回説明します産業振興課所管分では、9節旅費の普通旅費で3万6,800円のうち2万8,330円、11節需用費では合計支出額4万2,406円のうち2万6,511円を支出いたしております。次に、同じく19節負担金、補助及び交付金でございますが、上から5行目の商工会組織支援事業補助金の300万円は、西彼杵商工会への組織強化と会員サービス向上に対する運営補助金となっております。現在会員数は1,024事業所のうち、長与町では478事業所となっております。次にその下になります、地域の核店舗創造事業補助金の75万円でございますが、西そのぎ商工会が行います専門講師派遣による地域の核となる店舗の育成を図る事業への補助で、昨年、時津、長与で各2店舗ずつが取り組まれております。以上19節負担金、補助金、交付金の合計で568万499円となっております。次に21節貸付金の小規模企業振興資金預託金3,000万円と小規模企業創業支援資金預託金2,000万円は、小規模事業者への運転資金や設備投資資金並びに総合支援資金の融資を行うため町内4銀行への預託金となっております。次に2目観光費でございます。19節負担金、補助金及び交付金の長与川まつり補助金400万円は、川まつり実行委員会への運営補助金でございます。それから1番下の大村湾沿線観光活性化事業負担金の9万3,000円は、JR九州への大村湾沿線自治体による沿線自治体の観光活性化を目的に観光列車の誘致活動などを行っております。続きまして1番下の3目地域消費喚起事業費でございますが、産業振興課所管分では、11節需要費の印刷製本費32万976円のうち、プレミアム付き商品券発行に伴います印刷費としまして22万9,176円を支出しております。次に134、135ページをお開きください。1番上にございます12節役務費の12万9,315円のうち、新聞折込手数料としまして、チラシの配布として、そのうち8万6,688円を支出いたしております。次の19節負担金、補助金及び交付金では、いずれも地域活性化地域住民生活緊急支援交付金によるものとなっております、プレミアム付き商品券発行事業補助金の4,060万1,489円は、プレミアム率20%で500円券の24枚セットで1万6,000セットの販売を行いまして、プレミアム分としまして3,200万円の商品と商品券の印刷費並びに警備費用などの事務費としまして860万1,489円を経済対策として活用いたしております。次に、住宅店舗リフォーム助成補助金の931万6,000円でございますが、これにつきましては、町内業者による住宅店舗のリフォームについて対象工事10%、工事費限度額としまして10万円の助成を行うもので、117件の申請がございまして補助を行っております。工事にかかりました総工事費としましては、1億5,680万9,312円のリフォームが行われております。続きまし

て184、185ページをお開きください。11節災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費でございます。主なもので15節工事請負費の238万3,560円でございますけれども、単独災害の農道水路分合計8カ所の災害復旧工事を実施いたしております。以上、産業振興課所管分の歳出の説明を終わります。

続きまして192ページをお開きください。(4)の出資による権利でございます。上から長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保証協会、長崎県林業公社と2つ下でございます。長崎県漁港漁場協会、次に下から5番目の長崎県産業振興財団、下から3番目でございます長崎県農林水産業担い手育成基金、並びに下から2番目になります長崎南部森林組合の8件が産業振興課所管分でございます。増減につきましてはあっておりません。次に193ページをお願いいたします。債権でございます。長崎県林業公社貸付金でございますが、長崎県林業公社への貸付金総額は1,560万4,000円となっております。以上で長与町一般会計決算書、産業振興課所管分の説明を終わります。

続きまして主要な施策の成果に関する報告書でございますけれども、産業振興課所管分は36ページから44ページに記載をしております。農産物加工施設整備事業、有害鳥獣対策地産地消の推進、農業生産基盤の充実、生産性の向上とブランド化の促進、耕作放棄地の発生防止と農業環境の保全向上、水産振興、商工会関係補助金、小規模企業創業支援資金預託金、長与川まつり補助金、プレミアム付商品券発行事業、住宅・店舗リフォーム助成事業の12項目につきまして記載をいたしております。ご参照いただきたいと思います。以上が平成27年におきます産業振興課所管分の内容でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長(喜々津英世委員)

はい、それでは説明が終わりました。機構改革により、かなりのボリュームになっております。それでは、まず歳入からいきます。28、29ページ、これ1番下の14款1項3目になります。次のページの1番上段の部分まで産業振興課所管です。いいですか。それから30、31の1番下段の部分です。これ農業委員会の方もあっておりますけれども、ここではありませんか。これは次のページの1番上の部分、それから2節、3節。次34、35、14款3項の3目、4目、5目。いいですか。次に42、43、19款3項1目1節災害援護資金を除くあとの2件が産業振興課所管です。次44、45、ふれあい農園、それから火災保険料、雑入の部分、電柱等設置使用料の分、それから長崎県町村会物産展事業助成金の一部ですね。下から6番目の一部、いいですか。

歳入いきます。また後で歳入歳出あわせて総括的に行いますので、その際にもお願いします。まず52、53の9節、11節、12節、13節、それから14節でそれぞれ次のページの19節までの一部ですね。次に行きます。70、71、13目の地方創生事業費の19節の下段の部分が産業振興課所管です。主要な施策の成果に関する報告書にも載っておりますので参照ください。次が2款2項1目の次のページ72、73の1

1 節、1 2 節、ここに産業振興課所管分が出てまいります。次は、飛びまして1 2 0、1 2 1、1 番下段の部分から次のページ。すいません。1 2 0、1 2 1の3目の労働諸費の部分も産業振興課です。いいですか。それから6 款1 項2 目農業総務費関係がこれから次のページまであります。1 2 4、1 2 5、農業振興費、このページで何かありましたらどうぞ。金子委員。

○委員（金子恵委員）

1 番上の特殊勤務手当とありますけど、これは条例上のどれに関する分の特殊手当。

○委員長（喜々津英世委員）

特殊勤務手当の件です。畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

有害鳥獣の捕獲をする際の特殊勤務手当ということで、1 回あたり1,000円ということになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

そしたら、単純計算で延べ9 6回の出があったと。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

有害鳥獣のイノシシを捕獲する際に、現地に立ち会った際に、この特殊勤務手当が発生してきまして、アナグマも含めてなんですけども現地に赴かないで報告をいただいた分は、特殊勤務手当は発生していないという状況です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

3 目の方の1 3 節委託料でございますけども、有害鳥獣捕獲委託料って書いてありますけども、これは猟友会に対しての補助金だと私は思ってるんですけど今この金額にはちょっと関係ないんですけども、今猟友会は何人ぐらいおられるんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

2 7年度従事をしてる人数は1 0名でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

毎年増えてない状況で減っていくのが年代的にもだんだん高齢化になってですね、減

っていく結果になってですね、減っていると思うんですけども、この対策としてはなかなか難しい問題であるんですけども、そういうこう猟友会の減少についての考えは何かもってないのかお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

今議員おっしゃいますように本当に後継者不足ということで、猟友会の方も頭を悩ませていらっしゃると思います。何年か前に佐世保で起きました事故があった件で、銃を持つ許可といますか、大変厳しくなってきました。そういう中で、受けられる方も挑戦しても、すぐには受からないというような状況になっておるような状況です。これをどういうふうにしていくかということで、今、長崎西彼地域有害鳥獣対策協議会というのを持っておりまして、そういうところで各長崎市、西海市、長与町、時津町でもすけれども、猟友会の方がいらっしゃいます。時津、長与は同じになっておりますけれども。そういうところで、広域化といますか、そういうことで、もう領域を越えたところで捕獲業務ができないかとかってというような、そういう話し合いも始めているところですので、そういう状況、今後検討させていただきたいと、そういう対策も含めて、話し合いを持っていきたいと思っているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。では、次のページ、ここからは15節、16節、19節、補助金関係が主に出てまいります。いいですか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません、ちょっと分からないので教えていただきたいんですけども、下から6段目のながさき鳥獣被害防止総合対策でワイヤーメッシュの設置に伴う補助ということでお伺いしたいんですけども、現在やはりイノシシとかの被害が多くて、そのワイヤーメッシュを取りつけてやっぱり農作物が守れるといますか、そういった状況はいかがなんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

27年度に関しましては、そういった被害を被っている農家さんがまとまりまして申請を上げられた地元が、本川内でいきましたら大越地区、木場地区、岡でいきましたら中通り地区の方がそれぞれの農家さんがまとまって申請を上げられて被害を防止するためにワイヤーメッシュを張ってる状況の中、張って尚且つ維持管理まで含めて行うことによって被害の減少にはなっているという状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次のページの4目、5目まで。いいですか。次130、131ペ

ージ、6款1項2目、3目、ここで何かありましたらどうぞ。ありませんか。ごめんなさい。私、6款1項と言いましたけど、6款の2項、それから3項の誤りです。ありませんか。次132、133、一番上の部分が水産業費関係ですね。堤委員。

○委員（堤理志委員）

133ページの水産多面的機能発揮対策負担金ということで、41人の方をお願いをしてるということですが、以前お伺いした時にはアナアオサとかそういったもの、それから海底耕うん、そういったものを行うことによって水質を浄化させてその効果でアマモとかシャコとかが若干獲れるようになったという調査をされてそれなりの成果があったということですが、この27年度を受けてどういう効果といたしますかね、があったのかってというのがもし検証がわかればお聞かせいただきたいと。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

はっきり申し上げましてですね、あまり目に見えて効果が上がってないというところでございます。ちょっと数字を言わせていただきます。特に大村湾はナマコが有名でございますのでナマコについてご報告をいたします。これは大村湾漁協からの報告を頂いた数字でございます。27年度ですね、出荷量でございますけど、これが、すいません、ちょっとお待ちください。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

数字でございますけど、27年度が、ナマコを報告します。出荷量が330キロ。売上額が35万3,050円となっております。26年度が241キロ、27万8,020円です。25年度でございますけれども573キロ、売上額が80万6,420円ということで、こういう栽培漁業やっておりますけれども、目に見えては、まだ成果として、見えてない状況になっているところですよ。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

中段の地域の核店舗創造事業補助金ということで、多分これ4年目か5年目になるかと思うんですが、これ期限が切つてあるんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

神崎主事。

○主事（神崎勇典）

特に期限というものは設けておりません。23年度からもともと国の補助事業ということで始めてまして、支援を受けられた店舗の方々からも売り上げが伸びたということで報告を頂いておりますので、こちらとしては有効な策かなというふうに考えてます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今現在もその国からの補助でこの事業を行ってるということですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

神崎主事。

○主事（神崎勇典）

今は国の補助というのはありません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これをやることによって効果が出て売り上げが上がったということではありますが、実際に会合とかこの核の店舗に選ばれてても、会合に出ないとか、そういうふうな方も中にはいらっしゃるというところで、そこに対する補助だけすればいいのか、行政としては補助を出している以上、何らかの関与があってもいいのかなと思ったりするんですけど、そういう点はいかがでしょう。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

はい、委員おっしゃるように、町から75万という補助金を出してるところで、それからいろんな答弁でも申し上げておりますとおり、やっぱり地域の核ということで、その方達が代表になってそれで連携をとって、ネットワークとって、そういうことで、核からもっと大きなものに広がるように広げていただきたいという思いがあるわけでございますので、今後も商工会ともっと話をしながら、その方達がやっぱり、町内の核から大きなものに繋がって行って連携を図って、また大きな商業の振興に繋がるようなことでお願いしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

決算というのは、これから以降の予算にも反映するということでちょっとあの、そういう観点からですね、時津の方はもう駄目と思ったら、もう効果がない、その時津町

内の商業に関して、これ以上は効果は得られないとなったらざっくり切るそうなんですよね。そういうふうなちょっと厳しい態度もこの補助金に関しては、やられた方がいいのではないかというふうに考えたんですけれども、今年度補助金の見直しを年間かけてされるということなので、これ以上なかなかこう言えることがないのかなというふうには思いますが、今後以降、そういうふうな補助金の見直しの観点の中で、そういうことを活かさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

この事業は県下でも西そのぎ商工会さんだけが取り組まれておりまして、県下でも何ていいますか、その注目されてるといいますか、そういうことをございまして、核店舗取り組まれてやっていたらいいわけなんですけれども、そういうことで、そういう全体的に見て効果が上がっていないということであれば、考えていくことも必要かと思っておりますけれども、現在長与町では一定効果が、売上げが伸びているということを聞いておりますので、今後そのそこら辺を含めて、すぐにカットとかっていうようなことじゃなくて、検証をまたさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すみません、ちょっと教えていただきたいんですが、負担金、補助金のところの下から2行目の商工会館整備事業補助金90万、ちょっと理解がないのであれなんですけれども、毎年計上されているものか、またどういった理由でこういう90万円というのを補助金を出されて、内容について教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

神崎主事。

○主事（神崎勇典）

まずこちらの補助金なんですけれども、これは27年度だけの計上というふうになっております。事業の内容としては商工会館、西そのぎ商工会長与支所の老朽化に伴う補修工事への補助ということになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

長与支部の補修ということで、これは当然商工会の方から要請というか、希望があつての決定がなされて補助をされたということでしょうか。それとももう老朽化が顕著に見られていてというようなことを前々から相談されていてとか、どういった形での補助に、今年度だけなつたんでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

神崎主事。

○主事（神崎勇典）

補修をしたいというお話自体は何年か前からあっておりました。ただ27年度の当初予算を作る際になって、商工会の方から要望として上がってきたということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

質問をしたいので委員長交代します。

○委員（中村美穂委員）

質疑はありませんか。喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

長与支所の整備ということですが、基本的にそういった建物の、いわゆる補修、修理に係る補助がね、私は適当かどうかというのは非常に疑問を持っております。例えば、じゃあ農協がもう昭和42年ぐらい建てた事務所が相当いかれているので補助を下さいと、そういうことになった時にどうするのか。私はこれは前も商工会組織支援事業補助金というの、商工会の事業に対する補助金なら構わんけども、こういう補助のあり方はおかしいということの前からずっと申し上げておったんですが、今回初めてまた商工会館の整備事業といわゆる箱物に対する整備、例えば農協の補助では、選果場の建設に伴う補助が今250万かな、毎年やってますけど、それとはやっぱり種類が違ってますよね。あれはみかんの生産販売を側面から支援するための選果施設に対する補助ですから、これは完全にもう事業補助になるんですが、こういった補助のあり方というのは、私はやっぱり問題があるんじゃないか、そういう気がしてるんですが、見解をまずお聞かせをしていただきたいと。

○委員（中村美穂委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

当時その33年、もう34年が経つんですかね、そういうことで、そういう老朽化に伴う補修といいますか、そういうのがかかってきたみたいで、そういうご要望に対して内部で協議、町で協議してそういうことになったんでしょうけれども、やはりこういうふうな景気低迷といいますか、そういうところもあって、商工会の会員さんからもそういう負担金も負えないというようなそういうふうなところも現状もあったようございまして、商業振興に対する一環として、町の商工の拠点ということもあります関係から、そういうふうな町の一部工事費の補助ということで、やっていったところございまして、町の商工の振興のために必要であったということで思ってるところです。

○委員（中村美穂委員）

喜々津委員。

○委員長（喜々津英世委員）

それはそれでよしとして、じゃあ商工会館のこの整備に総事業費は幾らなのか。そういう補助金の要求があった時に当然資料が出とると思うんですが、総額どれぐらいの整備事業掛かるのか、いつぐらいにこれはここで議案が通れば、整備に係る工期、いつぐらいに完成する予定なのか、そこら辺までわかっておれば。ごめんなさい。27年度で整備をされたということですから、その事業費が幾らか、これをまず教えていただきたいと思います。

○委員（中村美穂委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

商工会からですね、出てまいりました実績報告書でございますけれども、合計額で134万4,276円でございます。そのうちに町が補助金を出した額が決算書のとおりでございます、90万ということになっております。残りが商工会負担ということで44万4,276円、そういうことで支出がされております。以上です。

○委員（中村美穂委員）

委員長を交代します。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく133ページ、同僚議員が先ほど質疑しました地域の核店舗創造事業の補助金についてですが、以前お話を伺った時に、そういう経営についてのノウハウをその店舗に対して行って、それを今度はさらにその事業所さんが得たノウハウをさらに広げていくというような説明を受けたんですが、現段階ではそこまで至っていないのかどうか。また現状どういうふうなところにあるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

現状は、そういうことで連携を深めていただいて、核を大きくしていただきたいと思ってるんですけど、まだそういうところまではいっていないのが現状でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。では次のページいきます。134、135の12節、19節。安部委員。

○委員（安部都委員）

国の、地域の消費喚起のための交付金ですね、そのプレミアム付き商品券の発行事業なんですけども、これについてなかなか全部に行き渡らなかったとか、購入できる人

がいなかったとか、それか長い列をずーっと何時間も待って、外で待って、かんかん照りで待って、大変疲れてそのあとに購入できなかったかいろいろなトラブルっていうか、いろんな皆さんの声が聞かれたんですけども、これに対する何か、発行部数も1億9,200万円で発行部数で1万6,000セットでというところで、そして購入も1名につき10セットというところで、1万円の購入に1万2,000円ですね、20%のプレミアム、そして1人が10セット買って、家族5人で50セット買っていくとか、非常になかなか広域にいきわたらなかったというような問題があったと思うんですが、そのあたりはどのようにお考えますでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

プレミアム商品券の問題でいろいろクレームがあったらしいがどこまで把握しているのかということのようです。神崎主事。

○主事（神崎勇典）

昨年の販売した時、私とか役場の職員も販売所の手伝いということで出まして、そのような混雑が大変あったということは確かに確認はしています。ご質問にあった1名につき10セットまでということなんですけれども、平成17年度から長与町は独自で10%のプレミアがついた通常のプレミアム商品券やっております、そちらの方が同じような形になっております。なので、基本的に商工会の方で決めたことになるんですけれども、今までどおり長与の方に馴染みのあるような販売方法ということで、1人10セットまでということと定めてます。また、会場内の混雑についても、報道等でもありましたけれども、全国的にもかなりのものだったということで聞いておまして、今後はちょっと似たようなことがあるようであれば、商工会の方と協議をしながら進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

これに伴う消費喚起の本町の経済効果というのは目に見えるものがあったのか、そこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

効果ですけれども、発行総額としまして1億9,200万というのが、単純に100%使われたら1億9,200万が町内で消費されたというふうに理解しておりますけど、多分換金率が99.63%となっております、ほとんど100%に近いということで、消費が図られたものと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

それでは100%到達できなかったというのは期限までにも利用はしてない方がたくさんいらっしゃるということで、理解してよろしいんですね。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

残りの方はもうご使用になってらっしゃいませんので、換金されなかったか、もうそのまま買わずにそのままとっておかれたかということだと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありますか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

その換金率についてなんですけど、今回のこのプレミアム付きの商品券は0.37%が換金されなかったということで、金額的にはちょっと計算してないですけども、今回のこの分に限らず、商品券を出すのにこのプレミアムの部分を補助をしているわけですが、この時に換金されなかった分も補助されているかと思うんですが、それはどうしてらっしゃるんですかね。意味がちょっと分かるかなと思うんですけど、その部分はいかがですか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の意味分かりますか。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

使われなかった分のプレミアム分ですね、その分は抜いておまして、合計で4,060万1,489円ということで補助いたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安部委員。

○委員（安部都委員）

住宅・店舗リフォーム助成なんですけども、この27年度から店舗の方も入ってリフォームの助成となっているところなんですけど、住宅と店舗とそれぞれ何件あったのかというのと、先ほど117件の申請に対しまして1億5,000万ちょっとのリフォーム代ですかね、総合ですかね、実際といたしましてその経済効果がどのくらいあったのか。教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

内訳でございます。合計117件と申し上げましたけれども、そのうち店舗は1件でございます。補助金額は913万6,000円ということでございますけれども、そこにかかった総工事費、工事代金です。町内の工務店とか、そういうところの工事をされた方にお支払いをされた額が1億5,680万9,312円ということでそこらあたりの、工事代金がかかっておって、周りにそういう波及効果が生まれたものと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。はい、それでは184、185、11款1項1目災害復旧関係です。ないようでしたら、次に、出資による権利あるいは歳入歳出それから主要な施策の成果に関する報告書、このいずれからでも結構です。何かありましたら、質疑をどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

主要な施策の成果に関する報告書の有害鳥獣対策全般についてになるんですが、この中で捕獲頭数とかどういった種類の鳥獣が捕獲されたのかというのは載ってるんですけども、農業被害の状況というのは数字つかんでますかね。被害額の状況がもしわかれば教えていただきたいのと、この間、例えば4、5年でも増加傾向なのか横並びになのか、このあたりを分かればお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

被害の状況なんですけども、被害額なんですけども、25年度につきましては被害額が1,954万7,000円、26年度1,307万4,000円、27年度909万円の被害額を報告を受けております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、分かりました。それからもう1点お伺いしたいのが、予算の審査の時に罾等の狩猟免許になるのかな、罾等の猟銃になったのか、免許を取得する際の補助を行って、それで後継者不足、先ほど同僚議員も言われたように後継者不足に努力したいということでしたが、そういった免許の取得がこの27年度何人行われたのかですね。これもよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

27年につきましては、0名です、0です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと確認をしたいというふうに思うんですが、主要な施策の36ページ、農産物加工処理施設ですね。これが事業費が3,733万8,000円支出をされてですね、右の方にありますように総事業費は5,600万8千幾らということですので、当然これから3,700幾ら引いたら、3分の2の補助で、全額は先行型は使えないということですね、3分の2の範囲内で補助しておるようなんですけども、当然その補助残が5,300ぐらいですから1千7、8百万あるわけですけども、これをこの協議会が、この分を借りておられるんじゃないかと、現金を持っておられればいいんでしょうけど、しかしこの決算書の129ページの上から5行目に、農産物加工施設整備事業元利償還補助金、要するにこれが1,800万相当借りた、地元が、これを元利償還を全部補てんをしてあげましょと、こういう意味で捉えていいんでしょうか。この129ページの補助金の最後ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

委員おっしゃいますように借入金があっておりまして、今現在は町の方でそういう予算化をしていただきまして、元利償還補助金という形でさせていただいておりますけれども、先々では、運営が軌道に乗りましたら、今現在、なかなかそういうことには初年度、浅い年度ではなかなか上がらないというのもございますので、概ねという形で、応分の間は補助しますけれどもその後は、払った分は返してくださいよというような話をしております。そういうことで、先々では全額返済をしていただくような資金計画といえますか、そういうことで今現在進んでおります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

129ページの最後の、もう1回言いますが、10万2,104円というのは、先ほど言いましたその補助残の借り入れたですね、協議会が借り入れた分の元利償還金ですということなのか、もう1回確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

協議会が借りられた、元利償還補助金でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今課長が、当初だから経営が厳しいということはこれはもう十分分かります。何でも

そううまく最初から行かないわけなんです、ただ、建設事業費がこの5千数百あって、その3分の2しか町として補助ができないわけ、先行型ですね。そうすると、こういう形になっていくのはもう当初から分かっているわけなんです。いざ、これ課長ね、補助金を出してですよ、町長が決裁して町として補助をしましょうと、元利償還をしましょう、いうことになってですね、そこまでいいわけ。ところがそれに基づいて支出を事務方としてはしたわけですね。それを、担当の課長が返してもらいますなんてね、そういうことになりますか。そういう約束をそれならその文書でするはず、するべきと思うんですね。何かのその覚書か何かをですね、補助を当面しますが、例えば5年間しますと、しかしその6年からは行いませんと、都合によってですね。だから、5年前から、5年間は戻してくださいと、はい戻しましょうと、こういう約束書の書面なりがなければ、口頭で言っても、そんな補助ってあるはずないじゃないですか。どうですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

ご指摘のように覚書という形で文書を作りまして、そういうので取り交わして、内部の協議はもう終えておりますけれども、そういうことで準備が整えば、そういうことで取り交わしたいということで進めているところです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

それはですね、各委員も初めて話を聞く人ばかりであろうというふうに、全部そうだろうというふうに思いますけどね。そういうその補助金というのはあり得ないわけですよ、本来ですね。だから当然その当初に予算化をする時に、そういう覚書なりなんなりを結んで、そしてそれを元にして議会に提案をしていくと、こういう手続きというのは大事にしなければいけないし、相手方さんも、口頭で返してくださいと言っていますと言って、どこまでそれが引き継いでいかれるのか、それはやっぱりね、約束はできないだろうというふうに思うんですよ。ましてや今からですね、もう補助金を出しているわけでしょう、これは決算でね。その出した後に覚書でも結んでしましようなんてあり得ないわけですよ。そんなこと言ったら、それは大変なことになりかねないというふうに思いますね。だから十分ですね、部長、これはですね、内部でも十分協議をされてですね、そつのないように、相手方もおられるわけですからね。もうしてしまっているわけですよ。来年どうするの、28年度当初予算も組んであるのかな。そうであればちょっと見ておりませんけどね、そういう状況でありながら、現実論をきちっと踏まえてね、どうあるべきかというのはね、内部で調整を含めてしてください。いいですか、部長、お考えをどうぞ。

○委員長（喜々津英世委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今回の支出の分はですね、補助金ということですので、そのお金を返してもらってというのはちょっと不適切かなと私も考えております。補助金は補助金として、もう既に事業としては行っておりますので、運営が軌道に乗るまでの、期限をある程度区切った中で補助金を出していくということで考えております。それとは別に、補助金相当額の分を、先ほど課長が申しましたけど、返してもらってというのが補助金と切り離れた形で、これまで町が補助した分に見合った分が返せるかどうかと、今後、庁内で詰めていきまして、現事業者さんとこれから協議等を行っていききたいと、今そういう話で出されているということは、事業者さんとある程度、そういう話もあっているということですので、その辺はしっかり話をしていきながら、戻し入れって言い方おかしいですけど、補助金相当分をどうするかというところはまた今後協議をしていききたいと考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、いいですか。他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

予算書の中では見つけきれなかったんですが、農業支援センターについては、この課でよかったんでしょうか。27年度の農業支援センターとしての活動の状況、それと評価、このあたりについてお聞かせをいただければと。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、分かる人がいいですよ、答弁は。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

再開をしますが、場内の時計で11時10分まで休憩します。

（休憩 10時57分～11時08分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。先ほどの質疑に対して答弁をお願いします。

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

農業支援センターについての相談件数といいますか、業務でございますけれども平成26年度から2カ年間でございます、合計でございますけれども、農業に関する、就農に関する相談が11件、農地の貸し借りに関するものが18件、有害鳥獣関係が38件、それから道路水路農地等々の基盤整備関係が36件、それから農地中間管理機構という貸し借り農地の流動化がございますけれども、この現地確認作業が262筆の30.6ヘクタールというようなことでございます。その他にオリーブに関するものもございます。成果といいますか、結果といいますか、支援をしていく上での結果といいますか、そ

ういうことでございますが、定年退職後に農地を希望されまして、就農に繋がった方が1件ございます。それからUターンをされて今年の10月からですけれども、新規に就農を開始される方の1名の方の支援を行っておるところです。それからオリーブに関しましては、栽培に関します栽培暦といいますけれども、農薬の散布時期とか何の種類の農薬を散布するのかなというような、そういう栽培暦というのがございます。そういうのを確立を図ったというようなこと、それから面積の拡大、植え付け本数の拡大を図られているところなんです。これからなると思いますけれども、オリーブの漬物、新漬けと言っておりますけど、そういうのも、小豆島からの指導者の方の招聘とか、そういうところに力を入れていただいて研修会等々も開催をしたところなんです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

多面的にいろんな相談活動等々をやられてるといえるのは理解をいたしました。この農業支援センターというのは、町の専従職員さんがもうそこにある特定の方がはまってやられてるのか、それとも、もうその時相談があれば担当所管の方が対応に当たるのか、このあたりは20何年度をどういうふうになったのかとあわせて、28年度機構改革もあったんですが何らかの変更等々もあったのかと、対応のやり方についてですね。このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

中嶋課長。

○産業振興課長（中嶋敏純君）

農業支援センターは、専従の職員で1名張りついております。そのうちに業務の中で出払っていないとかそういう場合はですね、産業振興課職員が対応して報告をして共同で処理をしていくというような状況になっております。28年度の機構改革ですけれども、それはもうそのまま、今の現状のままで推移をしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。それからもう1点、125ページの部分で同僚議員からも質疑が出ました1番上の特殊勤務手当ですね、ここで伺いたいんですけども、有害鳥獣の対策で現地に立ち会った時に支給されるということですが、条例を見ますと特殊勤務手当っていうのに幾つかのこういった時に出るという基準があるわけですが、この場合の特殊勤務手当というのは、何に該当するから出されるものなのかですね。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

すいません、今項目をきちんと覚えておりませんが、死体を処理する際の伝染病関係に対してですね、実際現地に出向いた時には、イノシシ及びアナグマについては実際私どもの方が運んで処理をするという観点のもと、その分の特殊勤務手当1件につき1,000円を支出をしているという状況でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、私も手元で条例見てみますと、今のご説明でいきますと（2）の感染症それから防疫作業手当というのに該当するのかなというふうに思うんですが、例えば、そういうことはないかと思うんですけれども、全くその危険性がないといえますかね、感染する恐れがないような立ち会いに、これが支給されるとか、そういうことはないのかきちっと立ち会ったけれども今回はこれは該当しないというような精査がなされてるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問の意味は分かりましたか。では、堤委員、再度。

○委員（堤理志委員）

じゃ、再度お伺いしますけれども、特殊勤務手当の支給に関する条例という中に感染症それから防疫の作業にあたった時に手当が支給されるということで、その中に、一つは感染症の危険があるという、当然やはりそういう上乗せあるべきだろうというふうに思いますし、また死体ですね、そういった蓄犬等を捕獲及び死体処理に従事した時ですよ。ですからちょっと私が懸念するのは、例えば実際のそういった処理を猟友会がやる、しかし、ただ立ち会って横で見ていただけでこれを当てはめてですよ、特殊勤務手当で幾らっていうふうに、明らかにその方がそういった事務に携わった場合と、ただ横で見てただけで、そういう場合は該当しないよ、この場合はやっぱり支給せんばやろうなというような、きちっと明確な本人の良心に任せてされてると思いますけれども、そのあたりはそういう懸念はする必要はないのか。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

畑中課長補佐。

○課長補佐（畑中隆徳君）

まず条例でいきましたら、特殊勤務手当の種類第2条の（2）の感染症防疫作業手当の中に該当しまして、感染症防疫作業手当につきましては第4条の中にありますけれども、ここの（3）のところ、家畜等を防疫作業に従事した時にまたは蓄犬等の捕獲及び死体処理に従事した時についていうことで、特殊勤務手当が出るような状況になってますけれども、実際現地に出向いた時には猟友会の方達と一緒に作業を行う、その作業の具体的な中身については、イノシシにしろアナグマにしろ実際捕獲した分に対しては処分をしまして、それを運んだり、実際、最終的には長与の焼却場の方に持っていつ

たりとか、そういうふうな実際小動物に触った状態で触れた状態で作業するものですから、特殊勤務手当が発生するという事で手当を1回につき1,000円出してる状況でございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

農産物加工所の、この報告書の36ページに雇用機会の創出や農産物加工による地域活性化の促進に繋がったというふうにされておりますけれども、実際にどういう部分での促進に繋がったというところでの結果が出ているのか。そこをちょっとお聞きします。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

お答えをいたします。まず雇用機会の創出というふうに記述をしておりますが、もとの三根の時の加工所が、加工部員さん達が12名で加工を行っていましたが、この事業に取り組むにあたってオリーブ振興協議会の方から、今現在で言いますと4名の方が実際協議会のメンバーに加わって、実際にその販路拡大とか、そういった業務とオリーブの振興の方にもあたっていただいております、その一定程度、会員数の増という面も含めて、一応こちらの方に記載をしております。それと地域活性化促進に繋がったというふうに記載をしているものにつきましては、現在加工所もオープンしまして、実際その店舗が新たに併設をされたということで、店舗の売上自体も増えておまして、昨年同月と比べましても、当然ながら販売金額、売上の方も伸びているっていうことになっておりますので、それに伴いまして町内農産物の原材料の買取ですとか、そういった分も増えているというふうに思っておりますので、そういった面も含めて地域の活性化の促進に繋がったというふうに記述をしているところです。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

分からないかもしれないんですけど、大体の来店延人数みたいなのは分かりますか。

○委員長（喜々津英世委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

来店の人数についてはですね、すいません、報告をまだ受けておりませんで、ただ店舗の売上についてはですね、ご報告をさせていただきたいと思いますが、店舗のみ、あそこの店舗での販売ですね、他にもじげもんとかまんてんとかの委託販売は当然去年に引き続き行ってるんですけども、新たに併設した店舗の売上は6月に開店をしまして、6月の売上が、26万854円で、7月が26万4,987円、8月が33万8,482

円ということで、店舗の売上の報告を受けております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。いいですか。はい、じゃ、質疑なしと認めます。

これで産業振興課所管の審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

場内の時計で11時30分まで休憩します。

（休憩 11時24分～11時30分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、時間がきました。休憩を閉じて委員会を再開します。これから、建設産業部の土木管理課所管を行います。議案の説明を求めます。日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

おはようございます。それでは土木管理課所管分につきまして、事項別明細書により歳入の部から説明をさせていただきます。それでは事項別明細書22、23ページをお開きください。12款1項5目土木使用料1節道路橋りょう使用料2節都市計画使用料、収入済額1,281万3,299円のうち備考欄の上段、公園占用料63万149円と下から3段の中尾城公園使用料86万6,050円、都市公園使用料8万1,000円、それと潮井崎交流館施設使用料3万7,440円、計161万4,639円が土木管理課所管でございます。また3節から6節、住宅使用料から滞納繰越分までにつきましても土木管理課所管でございます。1節道路橋りょう使用料につきましては収入済額587万3,953円で、ガス、電話及び電気通信ケーブル等の道路等占用料となります。2節都市計画使用料につきましては、公園占用料63万149円が公園内の九電柱やNTT柱等の占用料、中尾城公園使用料86万6,050円は、草スキー、スライダー、モノレールの使用料、潮井崎交流館施設使用料3万7,440円は、展示ホール等の使用料、冷暖房使用料、シャワー使用料となります。3節住宅使用料につきましては、収入済額4,851万1,780円で、東高田、西高田、岡岬団地の3団地分となります。5節町営住宅駐車場使用料につきましては収入済額340万2,800円となります。4節、6節につきましては、住宅及び駐車場の滞納繰越分となります。続きまして24、25ページをお開きください。12款2項3目1節住宅手数料及び13款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金が土木管理課所管となります。1節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、補助事業費839万3,760円に対する補助率66.7%の負担金となっております。続きまして26、27ページをお開きください。13款2項4目1節道路橋りょう補助金及び3節市街地整備総合交付金のうち町道新設改良事業費交付金190万4,000円が土木管理課所管でございます。1節道路橋りょう費補助金につきましては、収入済額2,057万6,000円で安全で快適な地域社会の創造補助金が1件、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金が2件、通学路要対策箇所整備による安全な通学路の確保補助金が2件となっております。3節市街地整備総合交付金町道新設改良事業費交付金につきましては、改良工事1件となっております。続きまし

て32ページ、33ページをお願いいたします。14款2項6目4節住宅費補助金につきましては、収入済み額165万6,000円で長崎県住宅性能向上リフォーム支援補助金が16件分となっております。続きまして34、35ページをお願いいたします。14款3項6目1節、2節及び4節が土木管理課所管となっております。続きまして36、37ページをお願いいたします。16款1項5目1節土木管理費寄附金も土木管理課所管でございます。続きまして42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入につきましては、45ページ上から7行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料348万2,828円のうち57万6,000円、その2行下となっておりますが、各種施設電話使用料4,220円のうち350円、同じページの中段ぐらいになります中尾城公園施設利用者障害保険料精算金56万4,640円、次が下から14行目になりますが、平和の泉等浄財が154円、その3行下となります町営住宅光インターネット装置設置料8万9,712円、その下の境界立会他証明書等交付手数料1万2,000円のうち1万1,400円。続きまして47ページをお願いいたします。1番上の予納金返戻金11万844円が土木管理課所管となっております。続きまして46ページ、47ページの20款1項1目2節市街地整備総合交付金事業債のうち、町道新設改良事業充当起債1,820万円、5目1節公共土木施設災害復旧事業債270万円が土木管理課所管となっております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出の部に移らせていただきます。ページ数134ページから137ページでございますが、よろしくをお願いいたします。8款1項1目2節から19節が土木管理課所管となります。2節から4節につきましては部長含め土木管理課職員の人件費総数7名分でございます。7節賃金につきましてはパート賃金といたしまして10カ月分を計上しております。9節、11節は経常的経費でございます。13節委託料につきましては道路台帳作成整備委託を含む4件分で646万560円となっております。14節使用料及び賃借料につきましては128万1,646円で、防犯設備借上料を含むものでございます。19節負担金、補助金及び交付金につきましては、772万4,500円のうち西彼中央土地開発公社事務費負担金以外の742万4,500円が土木管理課所管分となります。続きまして136、137の方の2目急傾斜地管理費、13節委託料につきましては長与ニュータウン法面調査を含む4件分で124万5,240円となります。15節工事請負費につきましては83万7,000円で急傾斜地維持補修工事3件分となります。次に8款2項2目11節から18節が土木管理課所管となります。主なものを申し上げます。13節委託料につきましては支出済額2,888万8,183円で、町道管理委託が76件街路樹の剪定及び除草委託が主なものとなっております。また、町道維持補修委託は3件で町道の維持補修、パトロールとシルバー人材センター常時3名が主なものとなっております。また測量設計委託は6件でございます。15節工事請負費につきましては支出済額8,468万5,802円で、主なものといたしまして町道駅前サニータウン線舗装補修工事を含む133件となっております。続きまして

138ページ、139ページをお願いいたします。8款2項3目9節から22節が土木管理課所管となっております。主なものを申し上げます。13節委託料につきましては、百合野踏切改良工事に係る詳細設計でございます。15節工事請負費につきましては支出済額3,141万3,440円で町道自由が丘団地線道路築造工事を含む8件の工事でございます。続きまして4目橋りょう維持費13節、15節が土木管理課所管となっております。13節委託料につきましては、橋りょう定期点検14橋詳細点検及び補修設計3橋の業務委託になります。なお、28年度への繰越額は100万円でございます。15節工事請負費につきましては夏の鼻橋補修工事でございます。工期延長により28年度へ2,120万円を繰越しており、27年度の支出済額は1,060万円の前金として支出しております。続きまして8款3項1目河川総務費9節から140、141ページ、19節までが土木管理課所管となっております。主なものを申し上げます。13節委託料につきましては、排水ポンプ保守点検が2件、河川管理委託が6件となっております。15節工事請負費につきましては、河川補修工事が11件となっております。続きまして140ページ、141ページをお願いいたします。4項1目港湾整備費9節から19節が土木管理課所管となっております。主なものを申し上げますと13節委託料が長与港港湾施設管理業務委託2件でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては支出済額17万9,635円で、主なものは長与港改修事業地元負担金、負担率が7%でございます。続きまして144ページから147ページをお願いいたします。8款5項5目公園緑地管理費のうち9節と11節それと12節のうち印紙代を除く179万9,312円、13節から16節、それと18節、19節が土木管理課所管となっております。9節旅費は経常的経費でございます。11節需用費は支出済額1,564万5,994円で、主なものといたしまして消耗品551万2,333円で、花いっぱい運動の花の苗代、それと花の苗配布事業によるものでございます。また水道使用料、下水道使用料、電気使用料その他修繕料、ガス使用料としての経常的経費でございます。12節役務費は支出済額179万9,312円で、主なものとして総合保険料で中尾城公園の入園者に対する保険、植樹祭時の参加者に対する保険に要するものでございます。13節委託料は支出済額3,783万903円で主なものといたしまして公園清掃管理委託料401万3,996円は、各公園トイレ清掃に要するシルバー人材センターへの委託でございます。また公園施設管理委託料2,838万7,434円は、中尾城公園及び潮井崎交流館の施設管理として長与町公園施設等管理公社及びシルバー人材センターへの委託でございます。14節使用料及び賃借料は、主なものといたしまして12カ所の借地公園の賃借料でございます。15節工事請負費は、公園の維持管理、補修に要する費用で33件の工事を行っております。16節原材料費は、施設整備に要する補修材料費でございます。18節備品購入費は支出済額50万8,011円で、高圧洗浄機、冷蔵庫、仕上サンダー、空調機を購入しております。なお、高圧洗浄機、冷蔵庫、仕上サンダーは中尾城公園、空調機は潮井崎交流館に配備しております。19節

負担金補助及び交付金は支出済額6万8,000円で、公園に関連した協会費及び負担金でございます。続きまして146ページ、147ページでございますが、8款6項1目公営住宅管理費1節から19節が土木管理課所管となっております。主なものを申し上げますと、11節需用費につきましては公営住宅の修繕費が主なものでございます。13節委託料につきましては、町営住宅植栽剪定委託が4件、それと町営住宅調査設計委託が主なものでございます。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費でございますが、これは耐震診断などの申請がありませんでしたので支出はございません。続きまして3目建築費7節、19節が土木管理課所管となっております。7節賃金につきましてはパート賃金といたしまして1カ月分としております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、住宅性能向上リフォーム支援補助金を16件の方々に交付しております。続きまして184ページ、185ページをお願いいたします。11款2項1目道路等災害復旧費9節から19節までが土木管理課所管となります。9節旅費、11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料は災害箇所の測量及び設計業務でございます。15節工事請負費につきましては、町道南田川内本川内線道路災害復旧工事を含む12工事でございます。18節備品購入費につきましては、雨量計及び電話器を購入しております。19節負担金、補助及び交付金につきましては、防災関連の協会会費でございます。なお、長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告ですが、報告書44ページから47ページにつきましては土木管理課所管でございます。ご参照賜りたいと存じます。以上が、平成27年度土木管理課所管の内容でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。質疑に入りたいんですが、もう12時近くになります。場内の時計で13時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時52分～13時13分）

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、午後からの審査を、休憩を解いて午後からの審査を開始いたします。説明は受けておりましたので、これから質疑を行いたいと思います。まず歳入の部、22、23ですね。土木費、12款1項5目ここで何かありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

中尾城公園の使用料に関してなんですが、昨年度は131万あって今年度86万ということで、これはスパイラルスライダーの影響でその50万近くの減額っていうか、そういうふうになってるのか、その点はちょっといかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

質問分かりましたか。日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。中尾城公園の使用料につきましては、委員ご指摘のとおりスライダー

が昨年27年の7月の途中から使用中止になっておりますので、それ以降のまずはそのスライダの分が入っていない。当然そのスライダがないということで、当然モノレールであったり、そちらの方の収入の方も若干であります、減となっていると言えることございまして、そちらの方が要因だろうというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

27年度にはあまり関係はないのかもしれないんですけど、この使用料中のスパイラルスライダの使用料の割合的なものっていうのはやっぱりほぼある程度のもを占めてたんでしょうかね。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

26年度で申しますと、委員先ほどご指摘のとおり131万が全体で収入がございまして、その分の28万3,000円がスライダの分ございまして、その分ございまして、それなりのパーセントが上がっていると、20パーセント弱は入ってるだろうというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。ここは町営住宅の使用料もあります。はい。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく中尾城公園使用料の件で、同僚議員が一般質問でも取り上げたことがあるんですがモノレールについてなんですが、同僚議員が言われるように老朽化が進んできて今後の対策っていうのを今その代替策なりを検討してるということなんですが、27年度決算では利用されてますが、今後に向けてどういうふうな検討がされているかも分かれればですね、教えていただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。モノレールにつきましては、昨年度、町の方でちょっと代替案ということでお示しをしたかと思いますが、案的にはまだ示してないんですけども、ちょっと老朽化が激しいということでお話があったと思いますが、今業者の方と話をさせていただきまして、何とか、あれはモーターで動くものでございますので、例えばモーターだけ変えればどうなのかとか。その辺もですね、何通りか今お話をさせていただいております。現在のところは何とか大丈夫だろうということで保守点検も当然年に何回か行っておりますので、点検時は問題ないということで、今のところは27年度、28年度ぐらいまでは何とか今のままやりたいと思っております。で、先ほど言いましたモーター、

そちらの方をどの時期で取り替えるか、そちらの方も検討しながら何とかモノレールで今後もいけないかということまで今検討を行っておるところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからもう1件ですね、町営住宅使用料の収入未済の件でお伺いしますが27年度13件ということですが、これは13世帯というふうに捉えていいものかということと、因みにどこの町営住宅に何件、そのあたりが分かればお示しをいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

件数についてですけれども、件数は1人1年分を1件というふうに考えております。団地ごとの内訳ですが、ちょっと手元にですね、資料がありませんので、後で回答させてもらってよろしいでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

町営住宅使用料で、その内訳だったですね。それが今ないんですか手元に。それは後でまた教えてください。はい、他にありませんか。いいですか、次が24、25、12款2項3目土木手数料。次は1番下の3目災害復旧費負担金ですね。ここはいいですか。次26、27ページ、13款2項4目、ここで何かありませんか。いいですか。じゃ、次32、33、14款2項6目、いいですか。次、34、35の6目の部分ですね。6目の1節、2節、4節、いいですか。次、36、37、16款1項5目、次が雑入部分ですね。44、45、ここは清涼飲料水、それから各種施設の電話使用料、あと中尾城公園の施設傷害保険精算金。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

確認をお願いしたいんですけど、中尾城公園の施設利用者傷害保険料精算金ですね、これについてまずちょっともう少し詳しく、読んで文字どおりでいいんでしょうか、ちょっと詳しく教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、再開します。山下係長。

○係長（山下泰明君）

はい、お答えいたします。ご質問のありました中尾城公園施設利用者傷害保険料精算金についてなんですけど、こちらはですね、中尾城公園の草スキーやスパイラルスライダー、モノレール等の有料施設の利用者の方に対する保険ということになっております。

どの程度利用されるかっていうのが当初の段階で分かりませんので、まず当初、契約を結ばさせていただく際に1万3,000人利用させていただくという前提で、契約の方を結ばさせていただいております。ただ実際に利用者っていうのが今回の数字に出てくる分は26年度の利用者ということになるんですが、その人数が1万3,000人に満たしませんでしたので、その分が精算金という形で戻ってきてるということになっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今話を聞くと、まず見込みで保険料を払って翌年度に精算をかけるっていうことみたいなんですよね。実際に先の議会でも同じようなスパイラルの事故で議会に和解の議決を求めてきたことがあったんですが、当然ここの精算金で掛けられた保険っていうのは、自動車共済とかの場合には町に歳入で上がりますよね、ちゃんと保険を使った場合には。この件に関しては保険会社との直接のやりとりで、町には保険金として支払われた分については歳入としては上がってこないという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。保険金につきましては、直接本人様の方、事故であれば修理会社、それぞれの方に支払いをさせていただき、そういう形で示談及び和解をさせていただいておりますので、そういうふうにご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ではですね、決算で聞けるのはこの項目しかないんで、ちょっと聞いていこうかと思うんですけども、先の議会で私たちが議決を求められた議案はなぜ上がってきたんですかね。というのは、この間の議会の中の説明でも過去にもそういった事故があったというふうにあったんですよね。で、どんな事故かよく私たちが説明は受けてないんですけども、この間の件に関しましては、ああやって議決を求めてきたと。これは金額でするんですかね、それとも何かあるんですかね。というのは、ちょっと私もずっと疑問に思う、本当はですね、あの議案が出たときに質問すれば、聞くべきだったと思うんですけども、自治法の議会の議決事項の中に和解を結ぶ時には議会の議決を必要とするんですよね。示談も当然和解に含まれるという解釈は自治法の96条の12項の中にあります、ということでこの間の求めてきたことと、今まで求めてなかったのは何かこう理由があるのか、あるいは、私もわかりませんが、何か規則の中で、条例の中

で謳われているのか、ちょっとそこの確認をしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。今回のこの障害保険につきましてはですね、入院をされたら1日、もう決まった金額、それと通院をされれば決まった金額ということで、もうそれぞれ決まった金額でお話をさせていただいて、その金額でもうお支払いをさせてもらうという形をとらせていただいておりますので、委員ご指摘のとおり示談であると言えば示談になるかと思いますが、今回はもう決まった金額で先方様とお話をさせていただいて、その金額をお支払いをさせていただいておるということですので、議会の議決を経てないということであれば経てないんですが、そういう形で保険料の方を支払ってるということになろうかと思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

そういう解釈がはたして成り立つのかっていうのですよね。示談なんですね、それは結局。じゃ聞き方を変えますね。傷害保険の保険の内容を、すいません、教えてもらっていいでしょうか。どういった事故でどういった感じ、今入院が何日とか入院で幾らとかいうふうなのがありましたよね。そういったのをきちっと決められていると思いますので、その内容について示してください。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的に条例なり規則なり、ここに基づいて議会の議決を。直接発生しないわけですね、負担は。しかし、何に基づいて議会の議決を経なければいけないのかということをきちっと明確に答弁してください。日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。地方自治法の中で載っていますが、ちょっと手元に資料がございませんので、今ちょっと精査して、後でご報告、ご答弁させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃ、この件はあとでまた答弁を求めたいと思います。他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

すみません、先ほどの回答の件でちょっとお尋ねですけども、26年度のその1万3,000人の予定でというところなんですけど、1人当たりその保険料が幾らだったのか、27年度は何人が入られたのか、そこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

質問、意味分かりましたか。山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。今、手元に保険の契約書等がちょっと持ってきておりませんので、その詳細な内容についてはちょっとお答えができないんですが、利用者数が1万3,000人ということで、保険料が158万6,000円で契約をさせていただいてますので、1人122円というような形になります。今回ですね、精算っていう時に、利用者数なんですけど、8,434人の方が利用しているということで保険料の方が102万1,360円ということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えします。決算書の145ページをお開きください。5目12役務費の中の上から3段目、総合保険料160万6,000円となっております。この中の内訳を申しますと、中尾城公園の入場者傷害保険、これが158万6,000円。それと植樹祭の時の傷害保険が8,000円、それと菜の花まつりの草刈りで1万2,000円、合計160万6,000円となっております。ですから158万6,000円を1万3,000人で割りますと122円という形になりますので、1人頭122円ということでご理解いただければというふうに考えます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。じゃ、また後で質疑の時間をとりたいと思います。次46、47の先ほどの雑入の中で1番上、予納金返戻金、いいですか。次が20款1項1目2節、これの町道新設改良事業充当起債がそうだったですね、土木ですね。いいですか。それでは歳出いきます。134、135、8款1項1目ここはいいですか。次136、137、道路、8款1項2目ここもありませんか。次いきます。138、139、3目、4目、ここではありませんか。なければ8款3項1目、河川関係ですね。次140、141、8款4項1目、いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ちょっと1ページ戻っていただいて、河川総務になるのかどうか知りませんが、金額はさわりませんがね、船津のですね、手前の橋、あれは何だったかな、新浦橋か、その、こちら側の右側の10メートルかちょっと行ったところの護岸が、真ん中ぐらいが割れておるんですね。地元からちょっと相談を受けていたんですよ、私も現場見たんですけどもね。例えば河川の壁が水が上がるか上がらんぐらいの位置ぐらいが、割れてずれているんですよ。ずっとね、こういう所の河川のですね、そのほぼ真ん中ぐらいのクラックが入ったように全部ほとんどありますけどもね。何か問題ないのかなというふうに、こちらは問題なければ下は問題ないかなと思うんですが、あれはちょっと問題じゃないですかというその船津の人から相談を、これは去年でしたけどもね。現場見ていたんですけども、そういう所ちょっと管理課の所管ではないのかなという感じしますけど

も、知っておられますかね。港湾の方か。あれは海になるのかな、河川になるのかな、クラックが入ってることは課長知ってますか。知らないですか。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今のクラックの件につきましてはですね、お話の方は以前聞いたことがございます。管理の方につきましては、あそこが河川の兼用護岸ということで、道路の部分、上の部分につきましては町道として私どもの方が管理をさせていただいておると。道路じゃない部分、要は斜めになっている部分につきましては河川の方の管理という形でございます。ただ、クラックにつきましては道路の部分の何かしらあってその部分がクラックが入っているという形も考えられますので、委員ご指摘の件につきましてはですね、ちょっと県の振興局の方にお話をさせていただきたい。現場の方ももう一度見させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、137に戻ったので合わせてお伺いしますが、法面維持委託料のところでお伺いしたいと思いますが、137ページです。137の法面維持委託料ですが、この法面の中に長与ニュータウンの法面が含まれているんじゃないかと思うんですが、27年度のこのチェックした内容、またはあるいは工事した内容ですね、このあたり、ここはどういったものがあつたのか、お願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。ニュータウン法面の管理につきましては、平成15年からですね、管理を引き継いで常時点検と補修を行っているところなんですけども、平成27年度につきましては、法面がAからFまでございまして、そのうちのB法面の中段付近を今回、委託料の方で調査をかけまして、その調査に基づいて、法面のクラックの補修と法面小段にあります側溝の補修と法面の除草を行いました。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。はい、他にありませんか。144、145でありますか。144、145ありませんか。ないようでしたら次146、147、公営住宅管理がでてきます。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

147ページの委託料の法律事務委託料というのはどういった件の委託なんですか。内容を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。公営住宅の明け渡しの裁判に関する弁護士に委託した費用となります。主に報酬金になります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

145ページに戻るんですが、この中段の公園砂場検査委託料というのが37万8,000円上がってますが、砂場の検査、内容的なものをちょっと教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。公園砂場検査委託料は、長与町内に26の砂場がございまして、それらのですね、大腸菌等がないかどうかの検査をさせていただいております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

余計なことかもしれないんですが、この公園の砂場というのは、今もうなくそうという方向に行ってるんじゃないかなと思うんですよね。うちの近所の八反田公園ももうがちがちに固めてしまって、猫の糞とか、うちの息子もその中の糞を食べたことがあったんですけど、そういう感じで砂場はそういうふうな感じでなくしていく方向がよろしいんじゃないかというふうに、子の親からしたら思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。委員ご指摘のとおり、砂場につきましては今後衛生面であったり、また先ほど食べたりということの事故等もございまして、これにつきましては各自自治会、こちらの方ともお話をさせていただきまして、どちらの方がいいのか、やっぱり自治会の方でやっぱり残してほしいというご希望があれば、その辺も含めまして、今後検討させていただければというふうに考えております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次146、147、ありましたらどうぞ。2目は実績はありませんからここでは1目と3目ですね。次184、185、この10款2項1目、なければ先ほど答弁をいただいてなかった部分について答弁を求めます。濱中係長。

○係長（濱中章君）

お答えします。平成27年度収入未済額13件の団地ごとの内訳についてですけれども、東高田公営住宅が7件、西高田公営住宅が2件、岡岬公営住宅が4件となっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと復唱しますね。東高田が7件、西高田が2件、岡岬が4件ですね。よろしいですか。はい、堤委員。

○委員（堤理志委員）

27年度がこういった状況で恐らく、その後督促をされたり、いろんな交渉をされると思うんですが、その後、それぞれ見通しがどういうふうな状況なのかですね。一定支払いの見通しがつきつつあるものがどのくらいあるとか、そのあたりの交渉状況ですね。お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

馬場主事。

○主事（馬場俊輝君）

お答えします。27年度13件の分なんですけれども、今現在でいきますと6名の方はもう滞納を完済されておりまして、残り7名で残額が32万1,700円となっております。27年度の収入未済額のパーセントでいくと決算時は98.47%のところ、今現在99.1%まで収納率が上がっております。これを今後詰めていって、今年度中にできるだけ100%になるようにいたしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。それでは、場内の時計で14時まで休憩します。

（休憩 13時55分～14時00分）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどの損害賠償の契約にかかわる議会付議の問題で答弁を行います。日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。前回の議会の方で議案として提出をさせていただきました和解の案件につきましては、地方自治法第96条によりまして議決が必要という形で議会の方に上程をさせていただいております。それ以外、今回もそれ以前も示談があっただろうということの案件につきましても、本来であれば必要であろうというふうに考えておりますが、ちょっと今のところですね、今後はという形で始まっており、考えてはいるんですけれども、以前がそのスパイラルスライダー約10件ほど、議会の方でも答弁させてもらったとおり約10件、怪我をなさった方がいらっしゃると。それについても、傷害保険の方でお支払いをさせていただいております。その分も当然、示談あるいは和解という形で、この10件については全部すべて示談になってるんですけれども、そちらの方も保険金でお支払いをさせていただいているというのが事実でございます。これが議会

の方の地方自治法96条の方に当たるかどうかにつきまして、ちょっと他の案件等も含めまして調整をさせていただければなというふうに考えております。お答えとしては回答になっていないんですけども、ちょっとお時間いただいて、回答させていただければというふうに考えています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には、答弁として、まだ結論が出てないというような感じ。部長、何かありますか。はい。緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

今回、6月の第2回の議会の方で和解の議案を提出させていただいたんですけども、その際の和解につきましてははですね、和解の中で金額を決めた部分があると、慰謝料等ですね。これまでの、それ以前の保険金の支払いの時点においては、日名子課長が説明しましたように定額の部分についてお支払いをする形で解決を図っていたと。今回の分は弁護士さんが入ってですね、和解を結んで金額を確定させたと。確定させるに当たり、議決をいただいたというところで議決をいただいており、金額を確定させたという経緯がございます。安藤委員ご指摘の地方自治法の示談に、これは当たるんじゃないかというお話ありますけれども、そのあたりは、我々、ちょっと精査をさせていただければと思います。今回の分、前回議会にかけた案件は地方自治法の和解を結ぶに当たって、議案を提出させていただいたということでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

暫く休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。歳入歳出の事項別明細、それから主要な施策の成果に関する報告書、それから先ほど配っていただきました町営住宅、あるいは町営住宅に係る駐車場の使用料、収納状況表、ここらへん、ひっくるめて何か質疑がありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

小さなことですが185ページの1番下から2番目の一般備品購入費のところのご説明で雨量計を購入したということがありましたが、この雨量計を購入した理由、これをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

日名子課長。

○土木管理課長（日名子達也君）

お答えいたします。今までの雨量計につきましては、平成10年製造の分がございませう。これはもう旧式でございまして、なかなか雨量につきましては正確な値が出ないという形でございましたので、今回、デジタル化、雨が降ったら数字がすぐパソコンにす

ぐ出るというふうなことで、即座に数字が出るような形で、そういった雨量計を購入いたしまして、今後のゲリラ豪雨、あるいは台風等々ですね、1時間降雨量、あるいは24時間降雨量、こちらの方を即座に出るような形で対応したいという意味を込めまして、購入をさせていただいたということでございます。ですから、前までのその雨量計につきましては、その中に水が貯まって雨の量を測っていたということでもございました。すいません、委員長、訂正させてもらってよいでしょうか。先ほど申しました元、平成10年の製造された雨量計につきましても、正確ではあるんですが、なかなかリアルタイムに数字が出てこないということでのその正確性でございますので。数字が正確とかそういうことではないので、その辺はちょっとすみません、ご理解をいただいて、そちらの方で購入をさせていただいたということでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

ページで言ったら139ページの橋りょう維持費に関わる部分でお尋ねしたいんですけども、主要な施策の成果に関する報告書の中でも、点検が14橋、それから工事が1橋ということですが、これはもう点検については14橋全て27年度でこの予定してた分についてはもう完了がしたのかどうか1点と。それから工事で榎の鼻橋ですね、この工事の時に途中で油圧ジャッキの確保が非常に困難だったというふうなやりとりをした記憶があるんですが、これは27年度でそのあたりも含めて解消できたのかどうか。ここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。まず橋りょう点検の14橋につきましては、27年度に全て計画どおりに完了してます。次に、榎の鼻橋の橋りょう補修工事なんですけども、ご指摘のとおり繰越が発生しまして、原因が先ほどのとおり油圧ジャッキの確保ができなかったことによる工事の延長ということであるんですけども、この工事につきましては28年の6月27日を以って工事は完了してます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

安全で快適な地域社会の創造補助金の分なんですけど、今回は1件というところで今後経年劣化によりましてこの法面の補修というところが予定があられるのかどうなのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。安全で快適な地域社会の創造事業につきましては、北部浜崎地区の北部区画整理事業内にあります道路法面についての維持補修の方を平成24年から平成30年までの間で工事の方を進めていくよう予定しております。今後の道路法面の補修につきましては、この北部1号線浜崎地区が30年に終わった後、順次また嬉里地区、中尾団地の方、要望が上がっている地区について精査を行いながらですね、安全安心社会資本整備事業の方で計画を立てて工事を行っていくように予定しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

30年までということなのですが、では経費としてはこれが一定額同じ金額がずっと上がるということですか。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

事業費につきましては、単年度につきましては事業を行う前年度に実施設計等々行いまして、金額を確定した上で補助金の申請を上げて、次の年度に工事を行うという流れでいっております。今回の北部法面につきましては、平成24年の計画以前に1回全体の計画を策定して、その中で大体の金額を決めて、その年割を、大体の予算を決めた中で、社会資本整備事業補助金の方に計上を挙げて工事を行っております。

以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると、確定して国に上げる、そうしたら国の補助金というのも100%ということで大丈夫なんですか。

○委員長（喜々津英世委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

お答えします。国の補助金につきましては、最近の動向からすれば100%予算がつくってことはあまりなく、最近補助金申請額の90%から85%ほどです減額した形で内示が下りているのが現状です。その分その分の不足につきましては、単費の方を若干計上してまいりますので、その分で補てんをしながら工事の方は進めていっております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。はい、それでは質疑なしと認めます。

これで土木管理課所管の審査を終わります。

場内の時計で14時35分まで休憩いたします。

(休憩 14時24分～14時33分)

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、次は、建設産業部の都市計画課所管を行います。

議案の説明を求めます。建設産業部松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

それでは、皆さんこんにちは。議案第50号、一般会計の決算についてご説明申し上げます。事項別明細書に基づきご説明申し上げますので26ページ、27ページをお開き願います。下の方ですね、13款2項4目2節都市計画費補助金として活力創出基盤整備総合交付金で収入済額は1億1,431万4,252円で、これは歳出142ページ、143ページの8款5項4目の街路事業費に関連する交付金です。収入未済額として6,854万103円は来年度への繰越金となります。また3節の市街地整備総合交付金ですが、備考欄の公園整備事業交付金の2,600万円が都市計画所管分でございます。これは歳出144ページから145ページの8款5項5目公園緑地管理費の17節公有財産購入費で百合野児童公園の用地購入に関する交付金でございます。続いて34、35ページをお開き願います。中ほどです。14款3項6目1節土木費委託金3節都市計画費委託金1,000円につきましては、都市計画法第53条第1項に基づく許認可事務の権限移譲交付金でございます。続いて38ページ、39ページをお開き願います。これも中ほどです。17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金342万3,000円でございますが、高田南土地区画整理事業地内において28街区の3と4、道ノ尾駅前前の保留地処分金を繰り入れたものでございます。続いて44、45ページをお開き願います。19款5項1目1節雑入でございますが、備考欄の上から14段目の都市計画地図売払収入5万8,500円。中段ほどの電柱等設置使用料の4万8,237円のうち390円が都市計画課所管分でございます。場所は都市計画道路西高田線において先行取得しておるところでございます。続きまして46、47ページをお開き願います。20款1項1目1節都市計画事業債、収入済額2億8,660万円の内訳でございますが備考欄の土地区画整理事業充当起債の2億550万円、これは歳出142ページ、143ページの8款5項2目土地区画整理費の28節土地区画整理事業特別会計への繰出金に関するものでございます。下段、街路事業充当起債の8,110万円でございますが、これも歳出の142、143ページの8款5項4目街路事業費15節工事請負費に関連するものでございます。次の2節の市街地整備総合交付金事業債、収入済額5,070万円のうち備考欄の下段、公園整備事業充当起債の3,250万円が都市計画課所管分でございます。これは歳出の144ページ、145ページの8款5項5目公園緑地管理費の17節公有財産購入費で百合野児童公園の用地購入に関連する分でございます。

続きまして歳出でございます。116ページから117ページをお開き願います。中ほどです。4款3項1目19節負担金、補助及び交付金、備考欄の下水道施設事業費負担金の2,243万8,080円でございますが、高田南土地区画整理事業地内浦上水源池付近で長崎市が施工した污水管布設工事、約463.95メートル分の工事負担金でございます。続いて136ページから137ページにまたがります。8款2項1目道路橋りょう総務費、9節旅費、11節需用費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。続いて140ページ、143ページにまたがります。8款5項1目都市計画総務費でございますが、1節報酬6万3,400円は都市計画審議会1回分の委員報酬でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、県へ出向している職員1名を含み計7名分の手当でございます。7節賃金、9節旅費、11節需用費は経常的経費でございます。13節委託料14万6,880円の内訳としましては、長与町都市計画情報システムデータ設定業務でございます。不用額の345万3,120円につきましては、当初、都市計画道路西高田線の認可変更及び都市計画基本図の更新作業を予定しておりましたが、榎の鼻土地区画整理事業の終了を待って行った方がよいと判断し、当該年度に行わなかったため不用額が発生したものでございます。14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。次に2目土地区画整理費でございます。17節公有財産購入費5,986万4,194円は高田中学校付近、旧みろくやの土地でございますが、ここを以前基金で購入しておりました土地3筆分を買い戻した分2,405万1,104円と道ノ尾駅前地区の2筆、それとふれあいセンター前のループ橋付近の土地一筆を西彼中央土地開発公社より買い戻した分3,581万3,090円でございます。19節負担金、補助及び交付金9万4,000円は街づくり区画整理協会負担金としての経常的経費でございます。28節繰出金5億205万6,000円は、長与町土地区画整理事業特別会計の繰出金でございます。なお28年度への繰越明許費として1億3,884万2,000円となっております。続きまして4目街路事業費でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。13節委託料881万1,720円は、都市計画道路西高田線物件調査業務を含め5件の調査業務でございます。14節使用料及び賃借料44万8,200円につきましては、現在西高田線をやっているんですけども、フォーレツインキャッスルの裏の新設区間とその横にあるアップルタウンの境に設置しております防護柵の賃料でございます。15節工事請負費2億1,298万9,500円は、平成26年度繰越事業の西高田線橋りょう下部工工事6,362万6,000円、同じく繰越事業の西高田線切土工事4,400万4,600円、西高田線橋りょう工事前払金8,167万円、西高田線排水構造物工事674万円、その他として17件、1,741万2,300円でございます。なお、28年度への繰越明許費として1億2,462万円となっております。17節公有財産購入費59万318円は県道東長崎長与線道路改良工事に伴う土地購入で9.43平米でございます。19

節負担金、補助及び交付金の3,516万200円でございますが、都市計画道路事業地元負担金3,050万8,200円、これは県が街路事業として工事を行っている吉無田三根線の整備費用としての負担金でございます。また、都市計画街路事業促進協議会会費として8,000円を支払っております。22節補償、補填及び賠償金の2,208万2,352円でございますが、都市計画道路西高田線に関する補償金として5件分でございます。続きまして144ページ、145ページをお開き願います。8款5項5目12節役務費、備考欄4段目印紙代3万円が都市計画課所管分でございます、これは百合野児童公園の土地購入の際の印紙代でございます。8款5項5目13節委託料、備考欄3段目設計委託料253万8,000円が都市計画所管分でございます、これは百合野児童公園の改修に伴う測量設計業務委託料でございます。17節公有財産購入費、5,956万9,800円は百合野児童公園の土地983平米を購入した分でございます。それから、主要な施策の成果に関する報告書でございますが、都市計画所管分としては47ページ高田南土地区画整理事業、48ページ街路事業地元負担金、49ページ街路事業都市計画道路西高田線街路整備工事、50ページ公園整備事業百合野児童公園整備事業を掲載しております。以上で都市計画所管分の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりましたのでこれから質疑に入りたいと思います。まず歳入の部からいきます。26、27。13款1項4目2節、3節の一部ですね。これはまた後で歳出のところでも出てまいりますので。次34、35、14款3項6目の3節ですね。次行きます。38、39。17款1項3目、いいですね。44、45雑入がありました。46、47。20款1項1目の1節、2節の一部です。これも後で歳出のところと関係がありますので、何かありましたらその時にどうぞ。次、歳出いきます。116、117、4款3項1目ですね。ここで下水道施設事業費負担金。いいですか。136、8款2項1目、これは全て都市計画課所管です。いいですか。次140、141、8款5項関係、いいですか。142、143。8款5項1目、2目、4目、いいですか。次に144、145。5目の12節の中で印紙代、それから13節で設計委託料、それから17節公有財産購入費、これが都市計画所管です。いいですか。質疑はありませんか。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと場所を教えてください。143ページの下から3番目の用地購入費の県道東長崎かな、9. 幾ら平方メートルの、ここはどの辺になるんですかね、場所的に。

○委員長（喜々津英世委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

県道の、東長崎長与線の改良に伴いまして用地買収を行った箇所なんですけれども、今、都市計画道路西高田線を整備しておりますけれども、そちらから上に向かって行っ

たら、ちょっと右側にちょっと薬局がございますけれども、そのこの県道の道路改良を行うためにですね、町の方で買収をした部分の用地ということになります。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、143ページの街路事業費ですね。同僚議員の一般質問の中で、この街路事業の部分の歩道の幅員についてですね、質疑が交わされて、その時にそもそもなぜその歩道の幅員がこういうふうになった状況なのかというのが誰もお答えができなかった状況があって、その後検討するというふうなことの答弁があったと思うんですが、これ27年度決算ではあるんですが、27年度それから次年度の計画も含めてどのような担当課として結論になっていってるのかですね、をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

今言われている箇所は西高田線、橋のところから高田の踏切までを都市計画道路西高田線で改良をしてるんですけども、以前、幅員を見直しますよというお話をした際には今の新規区間、要は役場前から北陽台高校の下のところ、あとちょっとで山切りが終わるんですけどもね、このところは現行の幅員17メートルで行くというところです。道路を設計する時には交通量等を調査して幅員を決めていきます。そこにもう一つ、今度は歩道をつくる際も4メートルで作ってみたいり2.5で作ったり、この幅員も歩行者の数に応じて幅員を決めなさいよという指針が出てきております。そこで、北陽台高校の下のところからフォーレツインキャッスルから出たところから高田の踏切のところまでは歩行者の数を調査いたしました。それで、どうしても今の17メートルの幅員で通すと、ちょっと会検ではちょっと持たないだろうと。その歩行者の数を勘案して設計をし、その幅員を狭めますっていう話です。ただし、まだ都市計画決定の変更はまだ行っておりません。これをもって都市計画決定の変更とか、高田踏切の改良とか入っていきますので、今のところ幅員を狭めると言ったところでは、大体その数字でいこうと思っておりますけれども、あと県とか国とか協議をしなくちゃいけません。そこで今協議中という形になっているところでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

因みに、まだ正式な決定はしていないけれども、そういう幅員を狭める方向で今後検討なさっていくということでもありますけれども、その際に、現行の計画で行ったときの工事費と狭めた時の工事費、恐らくそっちの方が安くなるんじゃないかと思うんですがそのあたりのおおよその積算等々もされていらっしやれば、大まかに概算このくらいの

工事費の縮減ができるのかということがあらかた分かれば教えいただきたい。

○委員長（喜々津英世委員）

松邨理事。

○建設産業部理事（松邨清茂君）

県とJRとかそういうところの協議は終わらないと詳細設計の設計を組めないんです。今、概算で組んでもう一度設計をし直すことになりますので、そこでいらない委託料が発生しますので、県警とJRとかそういったところが、協議が整って高田の踏切こんな幅員でいいよとかそういった形が決まれば、それから詳細に設計を委託を発注します。それから、金額が分かりますので現計画との差というのは出てくると思いますので、今段階では幾らっていうのは把握しておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。じゃもう歳入、歳出、それから主要な施策の成果に関する報告書、いずれでも結構です。何かありましたらどうぞ。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

143ページのこの用地購入の、基金からの買い戻し、これはよく分かりますが、このみろくやの土地、これは全部今購入してしまったという理解をしいいんですかね。また基金でも購入する余地がまだ残されとるという意味なのか。あるいは全部購入したかということですね。

○委員長（喜々津英世委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

今回基金から3筆買い戻しをしたんですけれども、まだ、みろくやの所には、土地はまだ基金のまま残ってる土地がございます。その部分についてと以前富貴屋旅館というのがあったんですけれども、その部分についても、まだ残ってる状況でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

その基金から買い戻しがまだ残つとるとい、そういう今の説明だったんですかね。私の質問は、基金でもまだ買ってないものがまだあるんですかと、残りが。買おうというもので、予定のものがまだみろくやからこちらに、基金でも何でも、まだ残っているものがあるんですかと。

○委員長（喜々津英世委員）

山口参事。

○参事（山口新吾君）

すいませんでした。今からですね、基金での購入をする予定をしてる箇所は、現在のところございません。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。全般的にいいですよ、どうぞ。まだ十分時間ありますから、しっかり考えて質問をお願いします。はい、じゃ、質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。建設産業部都市計画課所管を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩します。

（休憩 15時02分～15時11分）

○委員長（喜々津英世委員）

はい、それでは、これから教育総務課、学校教育課の所管の審査をいたします。

議案の説明を求めます。宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

それでは平成27年度一般会計決算書、歳入歳出の事項別明細につきまして、教育総務課と学校教育課所管を含めまして説明をさせていただきます。歳入総額は5億7,548万8,188円、歳出総額は9億4,481万8,675円となっております。それでは歳入から説明いたします。事項別明細書の20、21ページをお開きください。11款1項3目教育費負担金、1節教育総務費負担金でございます。これはスポーツ振興センター共済保護者負担金で、町立小・中学校の児童生徒が加入しておりますスポーツ振興センター共済掛金920円のうち、要保護、準要保護世帯を除く3,267人の保護者の方に2分の1の額をご負担いただいているものです。続きまして26から29ページをお開きください。13款2項5目教育費国庫補助金、収入済額3,100万5,000円のうち1,909万5,000円が教育総務課所管分になります。節別に1節小学校費補助金1,814万6,771円、2節中学校費補助金94万8,229円が収入済みで、内訳は備考欄記載のとおりとなっております。小学校費補助金の3行目の学校施設環境改善交付金は、長与小学校体育館吊天井撤去工事に係るものです。36、37ページをお開きください。15款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の収入済額302万9,862円のうち備考欄の6行目と7行目の義務教育施設整備基金運用収入と奨学資金貸付基金運用収入、1番下の段の教育振興基金運用収入が教育総務課所管になります。38、39ページをお開きください。16款1項7目教育費寄附金の収入はございませんでした。40、41ページをお開きください。17款2項6目義務教育施設整備基金繰入金1節義務教育施設整備基金繰入金の収入済額5億1,254万7,354円は、教育振興基金に統合するため基金から繰り入れております。42、43ページをお開きください。17款2項11目教育振興基金繰入金1節教育振興基金繰入金2,428万4,360円のうち、長与第二中学校校舎外壁改修工事の設計業務委託のために194万4,000円を繰り入れております。44、45ページをお開きください。19款5項1目雑入1節雑入のうち、備考欄下から4行目の町村有建物災害共済金の127万2,240円は、4月29日に長与第二中学校に雷が落ちた時に火災受信機が破損したため、その取替工事を行っております。この工事につきましては落雷損害共済金の

対象となったことによる歳入分でございます。46、47ページをお開きください。20款1項3目教育債1節小学校施設整備事業債の3,870万円は、長与小学校体育館吊天井撤去工事に伴う起債分でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。152、153ページをお開きください。10款1項1目教育委員会費でございます。1節の報酬から11節需用費は経常的な経費の支出でございます。教育委員4名の報酬等となっております。2目事務局費でございます。2節給料から4節の共済費までは、教育長、次長、学校教育課は理事を含む5名、教育総務課は6名の合計13名分の人件費の支出でございます。154から155ページをお願いします。7節賃金は育児休業代替職員の4月から10月までの7ヶ月間の賃金の支出となっております。8節報償費から156から157ページの19節負担金、補助及び交付金までは経常的な経費の支出でございます。18節の備品購入費につきましては、教育委員会の事務室用にシュレッダーを購入しております。19節負担金、補助及び交付金の主なものでございます。5行目の各種大会参加補助金は、交通費宿泊費の補助として、町内の小・中学校に対しまして県大会29件、九州大会10件、全国大会3件の計42件分を支出しております。6行目のスポーツ振興センター共済負担金は、児童生徒3,267名、準要保護442名、要保護40名分の支出となっております。11行目の体験交流学習補助金では、ふれあいペーロン大会送迎に係るバス代の値上げに伴い、前年度より15万円の増額支出となっております。156から157ページをお開きください。3行目の教科書採択協議会負担金として5万円を支出しております。これは平成28年度が中学校の教科書改訂年度のために支出をしております。続きまして3目の義務教育施設整備基金費25節積立金は基金利子分を積み立てたものでございます。続きまして4目教育振興基金費の25節積立金は義務教育施設基金、図書基金、文化振興基金、体育振興基金の4つの基金を統合して教育振興基金とまとめたものです。続きまして、2項1目小学校管理費でございます。7節の賃金のうち、備考欄、児童・生徒補助支援員賃金は教員補助員5名、特別支援教育支援員11名分を支出しております。11節消耗品費の備考欄8行目の修繕費になります。主なものとしまして、長与小学校体育館の観覧席の修繕や南小学校の雨漏り修理等を行っております。158、159ページをお開きください。13節の委託料のうち、備考欄下から7行目の設計監理委託料は長与小学校体育館吊天井撤去工事の設計業務と管理業務委託となっております。備考欄1番下の遊具撤去委託料は、高田小の木製遊具の撤去と北小の屋外バスケット台の撤去を行っております。14節の使用料及び賃借料のうち、電算機器借上料は小学校5校のパソコン教室用のコンピューターの入替とタブレット70台のリースを行っているため昨年度より増額をしております。15節工事請負費のうち、主なものとしまして備考欄1行目の屋内運動場整備工事費は長与小学校の体育館の吊天井撤去工事を行ったものです。また校舎整備工事は高田小の避難階段改修工事が増額の主な要因となっております。160、161ページをお開きください。18節の備品購入費につ

きましては、児童用机、椅子が購入の主なものとなります。保健室用備品購入費はデジタル身長体重計や視力検査機の購入が主なものとなります。給食用備品購入費につきましては、高田小学校の2層シンク、北小学校の自動消毒器の購入が主なものになります。2目の小学校教育振興費になります。8節報償費の備考欄、講師謝礼はふれあいペーロンや総合学習の講師への謝礼、子供と親の相談員報償費は各小学校に1名ずつ配置しております相談員5名分の支出でございます。11節消耗品費の印刷製本費につきましては、ふるさと長与を改訂し約1,300冊を作成しております。また、教師用教科書及び指導書につきましては4年ごとの小学校の教科書改訂年度ですので、指導書とデジタル教科書、教師用の教科書を購入しているため増額となっております。18節の備品購入費の図書購入費は2,236冊の図書を購入しております。教材備品購入は主なものとしまして、長与小学校のアンプ型拡声器や高田小学校のオルガン等となっております。19節の負担金及び交付金は、遠距離通学費補助金としてバスの定期代の2分の1を洗切小学校7名、北小学校14名の計21名分支出をしております。20節の扶助費の備考欄、要保護、準要保護児童就学援助費につきましては、要保護6名、準要保護292名、特別支援学級児童就学援助費として11名分の援助費を支出しております。続きまして、3項1目中学校管理費7節賃金の備考欄の児童・生徒補助支援員賃金は5名分の支出となっております。その他経常的な経費の支出となっております。162、163ページをお開きください。11節需用費の備考欄6行目の修繕費につきましては、第二中学校のパソコン教室の雨漏り修理等を行っております。13節の委託料、備考欄11行目の設計監理委託料は、長与第二中学校の校舎外壁改修工事の設計業務の支出を行っております。15節工事請負費の備考欄の校舎整備工事費は歳入で説明しました第二中学校の火災受信機の取替工事が主なものとなります。18節の備品購入費につきましては電波時計や電子黒板等が主なものとなっております。164、165ページをお開きください。保健室備品購入費におきましては、空気清浄機やベッド等の購入が主なものとなっております。次に2目中学校教育振興費でございます。8節報償費の備考欄、講師謝礼はふれあいペーロンや総合学習の講師謝礼、心の教育相談員報償費は各中学校に1名ずつ配置しており3名分の支出でございます。14節の使用料及び賃借料は郡の中総体や駅伝大会、吹奏楽コンクール等のバスの借上料の支出となっております。18節備品購入費の図書購入費は1,279冊の図書を購入しております。教材備品購入費につきましては音楽用の楽器やハンドボールのゴール等を購入しております。理科教育等設備備品購入費では各中学校に20万円の補助金を国からいただいて理科室の備品を整備いたしております。19節負担金、補助及び交付金は、遠距離通学費補助金として、バスの定期の2分の1を長与中学校52名、第二中学校22名の計74名分支出をしております。20節扶助費の備考欄の要保護、準要保護生徒就学援助費につきましては、要保護9名、準要保護184名、特別支援学級生徒就学援助費として9名分の援助費を支出しております。5項1目奨学金でございますが166から167ページをお開きく

ださい。奨学金運営委員会を1回開催いたしましたので、その報酬と費用弁償でございます。また、この運営委員会で新規貸付者といたしまして5名の方のご承認をいただいております。25節の積立金は、基金の利子分を積み立てたものでございます。続きまして182、183ページをお開きください。7項3目学校給食費でございます。こちらは南小学校共同給食調理場で南小学校と3中学校の給食調理を行っており、経常的な経費の支出となっております。11節の需用費の7行目の修繕料はボイラーの修理や搬入口のシャッターの修理が主なものとなっております。備考欄の最終行の給食用の消耗品でございますが、前年度と比較しますと、昨年度は給食用のトレー等の買替を行ったため今年度は支出減となっております。184、185ページをお開きください。15節工事請負費の共同調理場給食調理器具取替工事は炊飯システムの取替工事を行っておりますので、増額となっております。その他は経常的な経費の支出となっております。以上が学校教育課教育総務課の平成27年度の歳入、歳出の説明でございます。

次に193、194ページをお開きください。4の基金の(へ)の奨学資金貸付基金は、現金、貸付金合わせまして、3月31日の決算年度末現在高3,872万円となっております。昭和58年から奨学資金の貸付が開始され昨年度までに118名の方達に貸付を行っております。内訳といたしまして、償還を終えた方が69名、償還中の方が30名、償還の猶予者が7名、貸付中の方が新規の方を含めまして12名となっております。(ろ)の義務教育施設整備基金につきましては、先ほど説明いたしましたように教育振興基金へ統合されたため3月31日の決算年度末残高は0円。(れ)の教育振興基金は現金で3月31日の決算年度末残高は2億6,293万2,000円となっております。最後になりますが、主要な施策の成果に関する報告書の54から56ページにかけて教育総務課分を掲載しておりますので、ご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方からいきます。20、21ページの中ほどの11款1項3目1節ですね。いいですか。次28、29、13款2項1目、2目、1節、2節、いいですか。次、利子及び配当金です、36、37。教育総務課所管は義務教育施設整備基金運用収入と奨学資金貸付基金運用収入、それと1番下の教育振興基金運用収入ですね、いいですか。次に38、39の上の方ですね。なしですね。それから41ページ、6目、いいですか、次42、43、1番上のところの11目ですね。いいですか。次、雑入が下から4段目、町村有建物災害共済金、第二中の落雷に伴う共済金です。いいですか。46、47、20款1項3目、小学校の施設整備事業債、いいですか。歳入終わりますが、あとでまた歳出と絡みが出て時に質問あれば受けたいと思います。次、歳出行きます。152、153、10款1項1目、2目、ここで何かありましたらどうぞ。金子委員。

○委員（金子恵委員）

職員手当のところの特殊勤務手当というのが43万4,400円というふうに出ておりますが、これの内訳と条例のどの部分に当たるのかというところをご説明いただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

特勤手当につきましてはちょっと今、詳しい資料持ち合わせておりませんので、内訳についてはちょっと説明できないんですが、教職員の先生方の教職員調整手当というのがこちらの方に含まれております。条例につきましては、特にそれについては謳っておりません。

○委員長（喜々津英世委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

条例に謳ってないということですが、その謳ってないのをこの特殊勤務手当ということで、手当を支給していいものなののでしょうか。ちょっとその点はいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

本来、条例に謳ってない手当については支出するということできませんので、来年度ですね、条例どおりの支出になるように変更をしていただくように考えております。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。他にありませんか。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

この特殊勤務手当というのは指導主事の職員に対する手当だと思うんですけども、この指導主事の人数が最初は1人だった、そして2人になり3人になりという形にどんどん少しずつ増えてきているんですけども、まずその根拠ってどうか、なぜこのように増えてきているかっていう点が1点と、職員定数にも関わってくると思うんですけども、全体の町職員の。そこの指導主事職を増やすことによって、本来、事務方っていうんでしょうか、の職員が1名減になることによる弊害と申しますか、1つは、これはこども課だったと思うんですけども、幼稚園の部分です、こども課の方に仕事をもらって、こども課としてはちょっと困惑している状況がちょっと答弁でいろいろ見えてきたんですね。ですので、その点をひっくるめてちょっと答弁をいただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

教育委員会の定数がございますので、指導主事が1名増えても24名という定数は変わってない。何故変わらないかという、今までスポーツ振興課長と生涯学習課長が2人おりましたが、今回から生涯学習課長がスポーツ振興班の分も統括してみるという形になりますので、その分は人数的には変わらない。だからどうしても、今、小学校2名、中学校2名という形で今指導主事が課長も理事も含めてですけども入れてますけども、他の市町関係とですね比較しても、これは平成27年度ですね、子どもの児童生徒数なんですけども、長与町が3,753名ほど子供さんいらっしゃいますけども、それに近い、島原市が3,628名、南島原市が3,611名、雲仙市が3,507名、ここの指導主事が島原市で7名、南島原市で7名、雲仙市で5名という形で、うちが今増えて4名ですので、まだまだ現場サイドでの指導主事の本来の活動が今できてなかったものですから、お願いをして増やさせていただいたというのが現状でございます。それと、先ほどこども政策課の方に幼稚園の就園補助ですね、その分を渡しておりますけども、それはどうしても子ども関係の手続きがこども政策課の方で一括して行われるということで、住民の方の利便性を図るということで、補助金の交付だけをお渡しして、あとの幼稚園等の指導関係、それに関しましては、幼保小連ですか、そういう形で常に幼稚園とか保育所とかとも常に連携をとりながら指導的なこともさせて頂いてます。その内容、指導の内容に関してはですね、ちょっとうちの理事の方から説明させますけどもそういう形で、そういう補助の業務を一括してお願いをしている、あとの指導関係というのは私どもが行うということでさせて頂いております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。なければ次に154、155ページ、7節から19節まで、ここでありましたらどうぞ。金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと少額なんですけど、この教育委員会事務事業点検評価時の謝礼ということで2万円出されておられますが、教育委員会の事務事業の点検評価というのはどのような項目でどのようなところで次に活かそうというふうな取り組みなのか、そのところちょっと詳しく。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

2名の先生に、うちの事務事業評価は、項目としては企画の方でされている事務事業評価の項目とちょっと似通っている部分も多いんですけども、様式を作りまして、それについて点検をうちの方が評価をして、それについてその2名の先生方に行った活動について評価をしていただいて、1冊の本にまとめまして、それを議会の方に一部提出をさせて頂いているものです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか今の。154、155で、どうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

155ページの8報償費の中で、学校通学区域検討委員謝礼ということで上がってるわけですけども、この検討委員会でどういう具体的な検討が出るのかですね。もう、基本的に通学区域というのは決まってるのと、あと、一部選択制ということは理解してるつもりなんですけど、ここで上がってるこの検討というのが何を検討するのかですね、これをお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

今ご指摘のあったとおりですね、特に選択制のところの線引きについてっていうのが、中心の課題になっています。具体的に申しますと緑ヶ丘団地の洗切小学校区に本来なっているのですけれども、そこから長与小学校も選べますということで現在行っているのですけれども、今後もそれでいくのかと。例えば長与小学校の人数がこれほど大きくなって、そのところは考え直さなくていいのかというような課題であるとか、新たにニュータウンの入口の所に土地が数十件分ですかね、開かれているようなところが情報として入っているけれども、その校区についてはいかがするのか。というような通学区域ということで、その時々に必要な検討をこの場で行っているということです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今のこの校区の見直しの関係ですね。昨年度、26年度も5万円払って、また今年も5万円払ってる。その前の25年度は見てないんですけどね。ずっと1年、1年、5万円ずつ払ってですね、形式だけに終わるとるんじゃないですか。それでその検討の結果というのは、何ら議会にも何も報告もないしですね、先ほどの事務事業評価にしましてもね、議員には何らその配られてない、何も知らないというね、こういう状況であるもんですから、もう少しその検討したならしたで、やっぱり見えるようにするべきじゃないかということと、私も何回も質問もしてきてですね、やっぱり投資をした18学級、洗切があったわけですからね。それで長与小がどんどん増えていく。こういうことで、もう5、6年前からずっと見直しを、校区は洗切小で決まってあるわけですので、そういうことで見直しをすべきだと、こう提言もしながら来たんですけどもね。教育長に言わせると、各学年1学級になるとですね、変えましょうというふうに思とつとき、と言われるけれども、そういうその1学級になったから、それじゃその見直すなんてね、そういう根拠じゃないわけで、それだけそのこちらもまただんだん増えるとまた投資が出てくる、向こうは空いていると。だから早くしなさいよと。本来は校区は洗切ですから、

ですね。ある時期に選択をしてきたわけですが、これがやっぱり弊害になっているわけですよ。だからやっぱり早くするべきだというふうに思うんですが、その点と2つ見解をお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今言われるように各校区を点検して回るんですけども、今現在、洗切小学校区が将来どのような推移をするのかということも、加えてご説明をさしていただいております。それによって、今後のですね、校区の見直しを時期的なものも含めてですね、そういうものも含めて検討をさせていただいてるのが現状でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところなんですけれども、小学1年生、6年生ですかね、かろうじて小人数ということで、何とか単一学級を逃れたとかというような状況もありながら、この間推移をしてきているような状況で、大きく恒常的に複式学級と言うのかな、2クラス以上のクラスができていくっていう状況じゃなくて、1学級になるのか2学級クラスになるのかっていうとか、そういう経緯をたどりながら、今やっているわけなんです。それで、例えば、緑ヶ丘を洗切の方に編入するとなった場合に、非常に難しいのが兄弟さんがいらっしやる場所をどうするかというところで、難しくなってくるんじゃないかと。一つは利便性を考えて一部選択制ということで、完全選択制のところは非常に序列化がなって弊害の方が顕著になってきたんですが、利便性を考えて一部選択制はしてみたものの、いざこれを戻すとなる時にいろんな難しい問題が出てくると思うんですよ。実際問題この検討委員会においても、そのあたりは課題になってるかと思うんですよ。恐らくもう丸投げじゃなくて、その中でどういう議論がなされてるのかも一定ご存知のことかと思うんですが。例えば仮に洗切に戻そうとした時に、いきなり戻すっていうのはもう非現実的で、連綿として兄弟さんがいる家庭というのがあるわけですから、どういう形で戻すことが可能なのか研究もされてるのかですね、また、同じような状況をされている他の自治体の状況なんかも研究されてるのか、そのあたりの考え方なりが、もし、まだ決定事項では当然ないわけですが、これだけ毎年こういう会議が開催されているのであれば、そのあたりの研究した今の内容あたりを少しご説明いただければと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

まさしくご指摘のとおりですね、この会議に出している資料は、今の0歳児から6歳児、いわゆる今後6年間の推移がいかになるかっていうようなものも基礎資料として提

供しながらですね、それ以降のことを検討していくと。また今議員ご指摘のとおり、単年度でぐらっと変えることは絶対にできないということで、制度設計後、移行期間というのを必ず持たなければいけないというようなことは、他の市町のやり方の中にも出てきておりますので、その辺を含めて、内々の考え方としては持って対応しているところ
です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に行きます。156、157。安部委員。

○委員（安部都委員）

157ページ、児童・生徒補助支援員のことなんですけれども、各学校に特別支援委員が11名と、教員補助員が5名というところなんです、幼稚園から小学校1年生に上がった時に、1年生ギャップという問題が何か以前起こってそしてまたこういうふうに1年生の方で補助もつくようになったと思うんですが、今現在、その1年生に対するこういう補助がついて、現在の状況を教えていただきたいのと、それからこれは障害児の補助員は入ってるんですかね、ちょっとそこを教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

教員補助員というのは、小学校1年生を対象にということで各学校に配置しております。小学校1年生ということですので都合5名、それから特別支援教育の支援員というのは特別支援学級の子どもを支援するということではなくて、通常学級において特別な支援を要する子が本当に、率として相当在籍しております。担任1人では、例えばその子が教室を飛び出すと残りの30人は待たなければいけないというような状況になったり、その子どもさんの特質で傍についてずっと落ちつかせれば授業に参加できるとか、いろんなタイプの子どもさんがいらっしゃいますので、そのための支援ということで入れている部分もございます。ただし、長与小学校には5名配置をしておるんですが、難聴の児童、それから車椅子で移動するために介助を常時必要とする子どもとか、それぞれの学校の、しかもその子どもさんの特質に合ったような形での配置を行っているところ
です。あわせて、中学校の方にも3校で5名配置しておりますので、都合特別支援教育支援員として17名、それから先ほど言いました1年生への対応ということで5名ということで22名配置をさせていただいて、大変効果を上げていているというふうに考えているところ
です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの説明とちょっと違いますね、長与小学校は4名ですね。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

申し訳ございません。私が手元で見た資料は今年度の資料でしたので、昨年度は4名のトータル21名というのが正しいということで訂正させていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そうですね、28年度から難聴のクラスが多分1クラス増えたと思うのでそれで人1人増えたと思います。そしてあと、その各小学校には1年生には1名しかいらっしやらないので、それぞれクラスを周るのに大変じゃないかなというふうなことも予想されるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

ご指摘のとおり大変な部分は否定できないと思いますが、やっぱり学校としては与えられた人員で最高の結果を出せるように努力いただいていると理解しています。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今年度から、その難聴とか手がいる子達、多動性の子供たちとか、そういった子供たちに対する予算がかなり文科省から増えてると思いますので、今後はそしたらもっと手厚い指導をされるということで理解してよろしいですね。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

こちらの児童生徒補助支援員さんに関する国からの補助はありませんので、今は町の単独で事業を行っているということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。これ単独ですね、それで、やっぱり足りないと思うんですよね、どうしても、かなり厳しい状況でやはり町の事業として単独事業として行っているのです、そのところは、別に障害児の方とかそれぞれのところはまた国からのいろんな予算が入ってきますので、そのところまた手厚く、すいませんこれ要望になってしまいました。よろしくお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。次いきます。次のページ、山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

11節の需用費のところでの修繕費ですけども、長与小と南小学校体育館の多分修理だと思いますけども、これは、この年度に2校しか申請がなかったのか。他もあつたけど、経費面で先まわししたのか。質問いたします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

先ほど説明した需要費の中の長与小学校の体育館の観覧席の修繕と南小の雨漏り、これは教室っていうかですね、の部分の雨漏りですね。修繕費なので、その都度、学校の方から要望があつた部分について予算を考えながら支出をさせていただいております。

○委員長（喜々津英世委員）

次158、159。160、161。小学校教育振興費、ここで何かありませんか。ないようでしたら、160、161の10款3項中学校費、次のページも全てです。ここで何かありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

161ページの要保護、準要保護児童の就学援助費についてお伺いをしたいんですが、現段階で、新1年生に当たる子でこうした申請をされた場合に、最初の支給月ですね、これは本町の場合は何月に支給になるのでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

和田係長。

○係長（和田久美子君）

新1年生の最初の振り込みにつきましては、6月に支給をいたしております。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、盛んに子供の貧困ということでやはりこういったことがクローズアップされてる中で、例えば中学生、小学校でも中学校でも一緒なんですけれども、新たに1年生になる場合は学用品それからいろんな備品を準備しないといけないということで、それに何とか間に合わせようということで、幾つかの自治体においてはこれを早めようということで、そういう努力をされてる自治体が増えてきつつあるなというふうに報道等もされてますよね。長与町もやはり子育ての町ということで力を入れるっていう方針を持っていらっしゃるのであれば、やはりそういったことにも、これは決算ですけれども、今後こういった実情の中ではですね、検討していく必要があると思うんですが、そのあたりの考え方をお聞かせいただければというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今現在6月支給というふうになっておりますけども、できるだけ書類等が揃いましたら一日でも早く振り込めるように、うちの方も事務の方を改善してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

努力をされるという姿勢はですね、結構なんですけれども、1日でも早くということ言えば実際問題、分かりますよね、学用品それから靴とかいろんなもの、ランドセルとか準備するには4月よりも前にどうしても必要だということで、そこを念頭に置いて他の自治体は努力をされてるんですよ。ですから、ひと月1週間早まったよとか、そういう考えはないと思いますけれども、そういうことを念頭に置いた努力は必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

できるだけ早く支給をさせていきたいと思いますが、どうしても予算年度がございまして、4月以前に支給というのはちょっと難しいと思いますができるだけ早い時期に、書類等が揃いました時点で、お支払いをさせていくように進めてまいりたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。安部委員。

○委員（安部都委員）

子どもと親の相談員なんですけれども、これは27年度は何件ぐらいの相談があったのか、また内容的にはどういったことがあったのか教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

子どもと親の相談員で、来室者と相談をした件数っていうのが大きく違いますが、小学校で総数で1万4,500ぐらいの来室があります。そのうち相談ということになると1,578という数で出ておりますが、これを小学校、中学校それぞれで考えてみますと1日の平均来室が15、6人。そのうち1日の平均相談が1.7人、中学校では平均の来室が1日10人、そのうち相談は0.4人というような形で子ども達が様々な、単に相談するだけではなくて、ある意味、いろんな場合の居場所、相談するまでにはないけれども、何かそのよりどころとして相談室なりを活用してもらっているという状況

であるというふうに捉えています。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そうですね、その中にはやはり小学校でも15、6人で1日当たり1.7人というところで、やはりあの深刻な悩みというのはあると思うんですね、そこはやっぱりいじめ関係もあると思うんですけれども、そういった対応策ですね。どのようにお考えでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

相談内容をすいません、申しておりませんでした。基本的には、小学校では友人関係というのが1番多い。意地悪をされた、いらつくとか、あの人の物言いは言い方が悪いとか、そういうようなレベルの相談とか、学級の中で男の子と女の子の仲が悪いであるとか、中学校の入学準備はどうすればいいんですかというような相談もあっていると。逆に中学校になると、友達とどうすればうまく話せるんですかとかっていう、やっぱり思春期としての相談もあっていると。それから同じようにやっぱり友人関係。中学校になって出てくるのは、親御さんとの関係がうまくいかないのだけれどもとかっていうような相談も受けているというように報告を受けています。相談を受けた内容については、それぞれ学校で日誌のような形で学校長、管理職まで上がるようになっておりますので、その上で然るべき対応が必要なものについては、そこからまた指示を出して対応するというような体制づくりができています。

○委員長（喜々津英世委員）

次に中学校費、まだですか、小学校費、堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく子どもと親の相談員報償費の件でお伺いをしたいんですけれども、たしか同僚議員も以前同じような質疑をされたことがあろうかと思うんですけれども、確かに居場所といいますかね、雑談程度のことでそこに来て話すというようなこともありますけれども、一方ではやっぱりきちっとした相談をやりたいという子どももいらっしゃる。そういった時に、深刻なと言いますか、きちっとした相談をしたい子どもさんを本来は優先しないといけないのに、やっぱり雑談する子どもがいるところで、そういった時にこの相談員さんもどう対応したらいいのかっていうのを悩んでいらっしゃるのかなっていう気もするんですが、そのあたりはどう実際何か対応策なりがご承知であればお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

知り得る事例の中では、子ども達が入室する数が多いのは、雨が降って運動場が使えないというような時には相談室を使っていいよ、来ていいよというような形で対応するがために人数が増えるというのが一つあります。先ほどご指摘のような、今日は相談の人以外は使えませんとかいうような、もうそれぞれの学校において、ニーズを計りながらしているというところもございまして、実は、子どもと親のということで保護者の方の相談を受け付ける際などはやはり守秘義務が発生いたしますので、そのような際には子供も入室できませんと。今日は、あとから来てねとかっていう表示を掛けてあったり、それぞれの学校で工夫して対応しておられるというふうに認識しています。

○委員長（喜々津英世委員）

次のページ、中村委員。

○委員（中村美穂委員）

すいません、中学校だけじゃなくて小学校のところもあわせてなんですけれども、学校評議員という報酬費の件でお伺いしますが、それぞれの学校で何名ずつ配置ということと、恐らく学校経営等々のことで県の教育委員会とかの決まりがあって、学校評議員をなっていたら会議をされてると思うんですが、その会議の回数を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

各学校で3名から4名で、年に2回評議委員会を行っております。

○委員長（喜々津英世委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

学校評議員の選定は恐らく、地域の方とか学識経験とかかなと思うんですが、どのような方を選任されてますか。

○委員長（喜々津英世委員）

近藤理事。

○教育委員会理事（近藤徳雄君）

はい、今お話にあったように、学識経験者であるとか、地域の代表の方、それからこれまでの経験で考えると、先代のPTA会長の方であるとか、学校の様子をよく知ってて、ある意味この学校評議員制度が始まった時には、校長の応援団として地域の方に学校教育に参画していただくというような趣旨がございましたので、そういう力になっていただける方ということで選任しているということでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。ありませんか。次いきます。中学校費、163までですね、165の1番上段まで。じゃ、164、165の中学校教育振興費まで。次に166、16

7の1番上段の部分ですね。安部委員。

○委員（安部都委員）

163ページの中学校の一般備品の件なんですけど、これは電子黒板を購入、他には何か購入されたのか、そしてまた電子黒板は各学年全部で配置をされたのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

中学校の方で電子黒板はこの項目では、長与第二中学校の方に3台と、高田中学校の方に3台購入をしております。中学校におきましては全学校に配置はしております。台数が、長与中学校に19台、長与第二中学校に6台、高田中学校に4台整備をしております。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。なければ次行きます。182、183、学校給食費関係です。184、185の上段部分までです。何かありましたらどうぞ。堤委員。

○委員（堤理志委員）

学校給食費の件でお伺いをいたしますけれども、食材を調達する時に、何と申しますか、その時々で高騰したり、いろいろあるかと思うんですね。それで、何か聞くとところによると、最近、非常に食材が大きく高騰したりという問題があるということで、今回27年度なんですけど、そういう動向を見て28年度の事をいろいろ考えないといけないと思うんですけど、今現状、そのあたりの経済情勢といいますかね。農産物の状況を見て、対策なりを検討がされているのか、それとも例年どおりの考えなのか、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

分かりますか。帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

給食費でございますが、平成26年度に小学校で150円、中学校で100円を上げてるような状態でございます。そういうことで27年度はそのままの金額で行っておりますし、今後考えられるのが消費税の関係でございますので、それまでは今の金額で頑張っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

いいですか。他にありませんか。歳入、歳出それから主要な施策の成果に関する報告書、それから基金。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

寄附金と基金のことでお尋ねしたいんですけれども、寄附金を受けますよね。するとそれは、基金にまず入るといふふうに考えていいものでしょうか。お尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

宮司課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

先に寄附金の歳入項目に入ります。

○委員長（喜々津英世委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

寄附金等を受けた場合に、それをどちらに充当するか、そのまま直接、その目的って
いうか、小学校で言いますと、小学校の図書を購入したりとかそういうところに充当す
るか、もしそういう目的は何もなければその後に繰入金という形で基金に持っていか。
その時の予算状況によってどちらに振り分けるかというふうになるうかと思ひます。

○委員長（喜々津英世委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私は、ふるさと納税との絡みですよね。これが基金に入ってしまうと、頂く時に寄附
金の使い道っていうのを7項目指定してるんですけども、実は受けの基金の方はもう
まとめられてしまって一本化されてしまってるんですね。だから、直接事業に目的の方
に予算を受けで予算立てして、出しも同じように予算立てで出せばはっきり使い道どお
りに移るんですけども、基金に入れてしまうと、もう分からなくなってしまうって
いう状況なんです。これは入りの方は多分担当、産業振興課がされているのであれだ
と思うんですけども、この今のままの7項目ではちょっとおかしくないのかなと。
これはたしか私、当初予算の時も申し上げたんですが、そのまままだ変わってないん
ですよ。今度9月にいろいろ変えたでしょうけども。本当は向こうで聞くべきかもし
れないんですけどもその管理をなるべくちょっとちゃんとお金に色が付いてないとい
え、ふるさと納税のいいのは用途を指定できるということがまずメリットですよ。納
税者のメリットなんです。だから、そのとこちょっと担当課としてはっきりと管理を
していくっていうことを、今後どうやっていくか、無理。いやいや、受けがそうし
ないと出は。もういいです、ここで切って、答弁は求めなくて。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。いいですか。本当にいいですか。はい、じゃ質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。教育総務課、それから学校教育課所管を終わります。本
日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（散会 16時25分）

委員長